

平成26年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 平成26年3月13日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 平成26年3月13日 午前9時00分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

- 議案第1号 平成26年度可児市一般会計予算について
- 議案第2号 平成26年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第3号 平成26年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第4号 平成26年度可児市介護保険特別会計予算について
- 議案第5号 平成26年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について
- 議案第6号 平成26年度可児市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第7号 平成26年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第8号 平成26年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第9号 平成26年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第10号 平成26年度可児市土田財産区特別会計予算について
- 議案第11号 平成26年度可児市北姫財産区特別会計予算について
- 議案第12号 平成26年度可児市平牧財産区特別会計予算について
- 議案第13号 平成26年度可児市二野財産区特別会計予算について
- 議案第14号 平成26年度可児市大森財産区特別会計予算について
- 議案第15号 平成26年度可児市水道事業会計予算について
- 議案第16号 平成25年度可児市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第17号 平成25年度可児市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第18号 平成25年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第19号 平成25年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

5. 出席委員（19名）

委員長	伊藤 壽	副委員長	伊藤 英生
委員	林 則夫	委員	可児 慶志
委員	亀谷 光	委員	富田 牧子
委員	伊藤 健二	委員	小川 富貴
委員	中村 悟	委員	山根 一男
委員	野呂 和久	委員	天羽 良明
委員	川合 敏己	委員	酒井 正司

委員 澤野 伸
委員 山口 正博
委員 出口 忠雄

委員 山田 喜弘
委員 板津 博之

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議長 川上 文浩

8. 説明のため出席した者の職氏名

市民部長 片桐 厚司
水道部長 西田 清美
地域振興課長 坪内 豊
生涯学習文化室長 小栗 正好
環境課長 高野 志郎
図書館長 神戸 洋二
土木課長 丹羽 克爾
建築指導課長 三好 英隆
水道課長 田中 正規

建設部長 西山 博文
建設部次長 樋口 孝男
人づくり課長 瀬瀬 新吾
市民課長 豊吉 常晃
スポーツ振興課長 長瀬 繁生
都市計画課長 杉山 修
都市整備課長 奥村 建示
上下水道料金課長 可児 芳男
下水道課長 村瀬 良造

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高木 伸二
議会事務局書記 小池 祐功

議会事務局
議会総務課長 松倉 良典
議会事務局書記 村田 陽子

○委員長（伊藤 壽君） 皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を再開いたします。

また、傍聴を希望される方がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

本日は、本委員会に付託されました議案のうち、議案第1号並びに議案第5号から議案第9号及び議案第15号の平成26年度各会計予算、議案第16号並びに議案第18号及び議案第19号までの平成25年度各会計補正予算について建設市民委員会所管部分の質疑を行います。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてから発言をしてください。

それでは、お手元に配付しました事前質疑に沿って1問ずつ行います。重複する質問につきましても、それぞれに説明をいただきます。また、関連質問はその都度認めます。そのほかの質疑につきましては、事前質疑終了後に改めて発言していただきます。

執行部に申し上げます。既に一般質問で答弁された内容につきましては、簡潔に答弁をしてください。

それでは、小川富貴委員より1問ずつ質疑をいただきますので、よろしく願いいたします。

○委員（小川富貴君） おはようございます。よろしく願いします。

まず1点目は、資料番号4、12ページ、交通安全施設費でございます。

内容です。計画予算、事業計画の精査はきちっと、まず精度はどのようであったのか、その精査はどういうふうに行われているのか、次年度の反映については、多分資料3のページ74に書かれているところでございますけれども、この反映についてをお尋ねさせていただきたいと思っております。

○土木課長（丹羽克爾君） 今回、まず最初に交通安全施設費につきまして多額の事業費の補正することに至りまして、おわび申し上げます。

今回の事業費の減額は、平成25年度に施行する区間を、県との協議によりまして中郷川付近の工事から久々利川付近の工事に変更するために、事業量が減少したことによるものでございます。中郷川に係る河川の協議は平成25年度当初から始めておりましたが、この協議の中で橋梁整備に付随いたします基幹移設の設計に時間を要し、早期に中郷川の工事着手が認められないことが判明いたしましたので、急遽、平成26年度に予定しておりました久々利川の橋梁整備に振りかえたものでございます。

事業計画の精度につきましては、結果といたしまして河川管理者との調整を綿密に行っておりまして避けられたものと考えております。次年度への反映につきましては、平成26年度中に中郷川部分の工事に着手することになりますが、さきの反省点を踏まえまして、今後の業務の教訓といたしたいと考えております。以上でございます。

○委員（小川富貴君） 反省していらっしゃるというところをおっしゃっていただいているのに、その上また言うのはつらいんですけど、まずこの説明を受けたときに担当のコーディネ

ート力の不足、それは人手不足なのかというふうに思ったんですけど、担当課のほうではどうなんでしょうか。コーディネートの不足なのか人手不足なのか。

○土木課長（丹羽克爾君） 言いわけになるようなところで大変恐縮でございますけれども、平成24年度から国のほうの大型補正等がございまして、土木事業約3億円ほど追加で補正いただきました。そういったことで、通常年度よりも事業量がふえておったことは確かでございます。ただ、そういったことは言いわけにはなりませんので、私どものコーディネートが足らなかったということは否めないかと考えております。

○委員長（伊藤 壽君） それでは次の質疑に移ります。

○委員（伊藤健二君） スポーツ振興課です。13-1-3馬事公苑の関係で使用料について、年間12万3,000円の使用料収入は誰がどの頻度で使うものなのか、利用実態の簡潔な御説明をお願いします。

また、こうした料金は適正な使用料金として考えられるのか。お願いいたします。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） それでは、馬事公苑の使用料についてお答えいたします。

馬事公苑の使用料につきましては、可児乗馬クラブが乗馬体験とか乗馬教室を行うために使用した場合の使用料となります。平均しますと月60時間、これは1頭1時間幾らということになっておりますので、延べにしますと60時間、年間に直しますと720時間ほど使用されており、その金額として12万3,000円を計上しております。

また、利用実態につきましては、そのほかに体育連盟に加入する馬術協会が国民体育大会等への競技大会に参加するための強化練習に年間約100時間、それとスポーツ少年団の活動として年間1,400時間をお使いになられております。ただ、これにつきましては減免という扱いになっております。

また、馬事公苑の適正な使用料かということですが、公民館等のような建物の施設につきましては厩舎がある程度でございますので、毎年の維持管理というものがそれほど発生しない関係から、今の使用料は適正と考えております。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

○委員（伊藤健二君） ほかの質問も一応、あるかどうか聞いてくださいね。

3番です。スタジアムの使用料です。算出根拠とする有料の利用者見込み数、これは団体組織でも結構ですが、それはどれぐらいでしょうか。収入に連動しない減免等の件数、金額見込みはあるんでしょうか。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） それでは、スタジアムの使用料について御説明いたします。

平成26年度におけるスタジアムの使用見込みにつきましては、ここでは利用見込み数となっておりますが、基本的に団体の扱いということで、貸出件数ということでお答えさせていただきます。

現在、スポーツ少年団軟式野球、硬式野球、ソフトボール、少年サッカー、グラウンドゴルフなどとしまして、昼間、これは8時間と想定しておりますが、年間105日。また、ナイ

ターにおきましては2時間でございますけれども、68日程度の利用を見込んでおります。これは1年目ということで若干少な目には想定しておりますけれども、それにナイター照明料、スコアボード使用料、本部席・放送室等の附属施設の使用料を含めまして245万6,000円を見込んでおります。

また、減免ということもございますけれども、こちらにつきましては4月5日に行いますスタジアムの会場式典及びその後に行います小学校、中学校のこけら落としの試合、これはいずれも決勝戦となりますが、こちらと、あと団体開放デーということで、こちらのスタジアムを使っていただきます可能性のある団体の皆様に使い勝手を確認していただくために、団体開放デーを3日間、それから一般の市民の方にもお使いいただくということで、5月5日に一般市民開放デーを予定をしております、これらにつきましてはスポーツ振興課の事業ということで、使用料は発生しておりません。しかし、その他の使用につきましては有料ということで行っております。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） ありがとうございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは次の質疑に移ります。次、4、5と類似しているかと思しますので、あわせてお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 土木課関係です。土木雑入、残土処理費についてお尋ねします。

2,600万円はどこの残土処理収入か、また公共残土ストックヤードかお尋ねします。残土処分量は何立米となるものか、あわせてお願いします。

○委員（山根一男君） 資料ナンバー3の73ページになりますけれども、内容は一緒です。

公共残土処分場整備事業につきまして質問です。

残土処分場造成工事費（大森）4,000万円、残土処分場受け付け業務委託料200万円について、その内容や安全対策、運用方法等について御説明いただきたいと思います。

○土木課長（丹羽克爾君） まず伊藤健二委員の御質問にお答えしたいと思います。

こちらの残土処分の収入、どちらからということになるかと思えますけれども、想定でございますが、市が実施いたします市道56号、二野大森線の土砂と、県が実施しております可児川のしゅんせつ土砂を平成26年度は予定しております。残土処分場の容量は全体で約10万立方メートル、平成26年度の持ち込み量は2万立方メートルを予定しております、平成28年度までの搬入の予定です。

それから、山根委員の御質問でございますけれども、残土処分場造成工事費の内訳でございますが、これは残土の埋め立てに伴いまして必要となります排水路等の整備の費用でございます。残土処分場の受け付け業務でございますが、搬入されます土砂が市が認めたものかどうか、異物が混入していないかなどを確認の上、量、ダンプの台数等でございますが、こういったもので管理いたしまして、また搬入されました土砂の敷きならしを適宜行うことまでを含めて維持管理というふうを考えております、可児建設業組合に委託する予定でございます。

安全対策とか運用方法でございます。

安全対策につきましては、水質調査7項目を年4回、これは造成前から実施しておりますが、これを引き続き行ってまいります。

それから、搬入土砂につきましては岐阜県埋立等の規制に関する条例に準じまして、事前に採取元証明書の提出を受け、必要な場合には土壌分析等の結果の添付を求めます。こういったことで、安全性を確認した上で行ってまいります。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） 追加で確認します。

10万立方メートルの容量に、当座2万立方メートル、平成28年度まで使用するという計画だという理解でよろしいかと思うんですが、10万立方メートルの容量に対して2万立方メートルですから、残り8万立方メートルについてはその他の今後計画されるいろいろな公共残土処理に使用するというので理解すればいいのか。また、そこへの問題としては、例えばリニア中央新幹線建設のような残土排出についても受け入れ可能となる対象案件なのか、その点についてお尋ねします。

○土木課長（丹羽克爾君） ちょっと説明が足りなくて申しわけございませんでした。

平成26年度が2万立方メートルでございますが、二野大森線につきましては全体で約7万立方メートルの土砂が出されるということでございますので、残りは3万立方メートル程度、県のしゅんせつ土砂が大体年に1万立方メートルから2万立方メートルずつ今出てきておりますので、こちらについてはそれだけで、その2事業だけでございます。

地元の大森財産区に対しましてもそういった御説明をして、そういったお約束の上でお借りしている土地でございますので、それ以外の土砂については受け入れる予定はございません。

○委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは次の質疑に移ります。

○委員（伊藤健二君） 6番です。資料2の92ページで都市計画課関連。

都市計画総務費の中に委託料があります。ホームページ修正委託料は本当に必要でしょうか。外注化はコスト増加に拍車がかからないか、状況について御説明ください。

○都市計画課長（杉山 修君） このホームページ修正委託料は、可児市の公式ホームページ上の空き家・空き地バンクのサイト修正に必要な委託料でありまして、制度改正などに伴う記載内容の大幅な修正や、新たなページの追加、あるいは各種リンク先の張りかえなど、市ではできない修正や追加をこのサイトの立ち上げを受託いたしました事業者へ委託する予定のものでございます。

なお、市のホームページ以外にスマートフォン向けのサイトも別枠でつくっておりますので、こちらも同様に、修正等があれば委託する必要があるかとございます。

ただし、それ以外の経常的な登録物件の追加・削除や小規模な記載内容の修正などのサイト運営は市の職員で行っておりまして、外部への委託は必要最小限にとどめることでコストの削減を図っております。

○委員（小川富貴君） 今の御説明の中で、市ではできない内容というふうにおっしゃいました。例えばどういったものが、1、2、3ぐらいでいいですから上げてください。

○都市計画課長（杉山 修君） 逆に市でできるものというのが、今の中でも申し上げました、例えば制度改正があって、この記載してある内容をほぼ総入れかえしなくちゃいけないような大幅な修正、あるいはそこからまたクリックするともう1つ裏のページにこういうものを張りつけるというものがございますけど、そのページの張りつけがえとか、各種いろんなリンク先にここを押すとこういうページがあらわれるというものがございますけど、そういうものの張りかえ、そういったことについては、我々では今できないので、それは依頼するというところでございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは、次の質疑に移ります。

○委員（富田牧子君） 資料ナンバー3の10ページです。

文化芸術振興事業の一流に出会う日事業ですが、平成26年度はゼロですけれども、平成26年度の実施はないのかということをお伺いします。

○生涯学習文化室長（小栗正好君） それではお答えします。

今年度を開始しました一流に出会う日事業ですが、平成26年度以降も継続して行っていく予定です。企業や各種団体に主催者になっていただき、講演会等を行っていただくため、市としての予算は特に発生しておりません。

今年度は、あさっての土曜日の講演会が最後で、9回実施することになります。平成26年度は、現時点で10回開催する予定となっております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかにございせんか。

[挙手する者なし]

それでは次の質疑に移ります。

8、9、10につきましては関連があると思いますので、あわせてお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 36ページです。多文化共生事業の中の外国人市民意識調査委託料として145万8,000円計上されているが、この調査の目的は何か。以前にもこのような調査を実施しているのかどうか。実施していれば、その成果はどのように生かされているか。また、調査の対象外国人は限定をされるのかどうか、お伺いします。

○委員（酒井正司君） 同じくロタ島交流事業が終了しましたが、その成果はどうですか。この実績を今後の国際交流事業にどう生かしますか。

○委員（野呂和久君） 地域国際化推進助成事業の事業内容をお願いします。

○地域振興課長（坪内 豊君） それではお答えします。

初めに外国人市民意識調査についてでございます。

外国人市民意識調査の目的ですが、同様の調査を平成23年度に実施いたしております。今回行う調査と前回の調査の目標指標、これを比較することにより現計画の成果測定を行うの

が目的のまず1つでございます。それから、同時に次期推進計画、こちらは平成27年度に策定をする予定をしておりますけれども、この計画の基礎資料として利用するためでございます。

次に、以前の調査の状況と生かし方でございます。

以前の調査は、平成23年度に16歳以上の外国人3,000人を対象に、無作為抽出により実施をいたしました。内容は、外国人市民の行政への要望や生活・情報・意識などの実態60項目でございます。多文化共生推進計画を計画的に推進するためには、この進捗管理に当たり指標が必要となります。前回の調査は、この指標づくりに活用しました。また、調査結果で得た課題は、多文化共生推進事業の中で重点事業として位置づけて取り組んでまいりました。こういったことに活用してきました。

次に調査対象の外国人になりますけれども、多文化共生推進計画では外国人の区別というのはございませんが、これまでの施策の多くは、日本語の習得や、多言語での情報提供を必要としている、こういった内容となっております。新年度の市民意識調査につきましても、外国人相談窓口の認知度、外国人市民の年金・医療保険、こういったものへの加入、多文化共生に向けた取り組み、そして地域活動の参加と、こういったことを中心とした調査内容として考えておりますので、ニューカマーと言われます1980年代以降に来日して定住した外国人市民を主な対象とする予定でおります。

続きまして、ロタ島交流事業の成果でございます。

この成果につきましては、友好都市提携を結びました平成7年から平成22年までの間に相互の人的交流としまして、ロタ島への訪問が16回、ロタ島からの来訪が5回ありまして、当市からは親善大使として中・高生125人が参加をしております。その後、事業の見直しによりまして、平成24年度、平成25年度におきましては、小学校における中継教育、書簡による交流を行っております。児童へのアンケートを行いましたところ、多くの児童がよい経験ができたというような回答でございました。こういったことを踏まえまして事業検証を行いましたけれども、英会話の体験、他国の文化に触れることができたことなど、教育分野を主体とした海外の子供との交流につきましては一定の成果が得られたというふうに考えております。

次に、この実績を今後の国際交流事業にどのように生かすかということでございますが、今後、小学校におきましては、英語科目の必修学年が小学5年生から3年生に引き下げられるということも検討されておりました。加えまして、オーストラリアのブレンベル小学校との中継教育、それから児童の来訪が予定されております。これらは、ロタ島交流事業におきまして成果が認められました海外の子供との交流をさらに大きな規模で包括するものでありまして、ここに生かしていきたいというふうに考えております。特に学校において行われます外国語学習推進事業、かにか英語プログラムなど教育関連施策、こういったことにロタ島交流で得た経験成果を発展的に継承したいというふうに考えております。

続きまして、地域国際化推進助成事業の事業内容でございます。

地域国際化推進助成事業は、財団法人自治総合センターから10分の10の補助を受けて、NPO法人可児市国際交流協会が行う在住外国人の自立に向けた社会参加を促進するための事業でございます。

事業内容は大きく2つありまして、1つは外国人青少年の地域参加促進事業というものでございます。具体的には、地域に暮らす外国人青少年の中には、日本での高校進学や就職を目指す方がいる一方で、どうしたらいいかわからないまま生活をしている人も見えます。この事業を通して、地域活動やボランティア活動を通し、地域とのつながり、自己の存在価値、社会活動への理解を深めて、自分自身の将来目標を考えることができる、そういった人材を育てることにつなげるというようなことが目的でございます。手法といたしましては、シンポジウムとワークショップを予定されております。

事業内容のもう1つは、防災ワークショップによる防災意識の啓蒙事業でございます。

言葉の壁を取り除けば、災害時には支援者として活躍できる外国人市民に対して、防災意識の向上及び支援者としての知識の習得により互助活動ができる、こういった人材を育てるものでございます。具体的には、災害時支援者養成講座を5回開催される予定というふうに聞いております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） この件についての質疑はございますか。

○委員（酒井正司君） では1点だけ。ロタ島の交流事業ですが、これはきっかけは県のほうからの紹介ということだったと思うんですが、この成果というのはマイナス成果、いわゆる市が進んで友好しようとする都市、あるいは国を選ばなかったということ、あるいはそれに伴う本来の子供たち、英語教育であればそれにもう少し貢献できるような都市があったんじゃないかというような反省点はございませんか。

○地域振興課長（坪内 豊君） お答えします。

今おっしゃったように、反省すべき点としましては、行政主導で進めてきたというところが1つあるかと思うんですけれども、これからの国際交流事業というのは市民の皆さん、事業者の皆さん、こういった方々を行政のほうを下支えといいますか、コーディネートして交流をしていくような形になるべきかなというふうに考えておりますけれども、どちらかというと行政主導のほうで進めてきたというところが大きなところかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは次の質疑に移ります。

○委員（野呂和久君） ページ42、駐輪場管理運営経費です。

自転車整理業務委託料125万5,000円は、平成25年度とほぼ同額予算であるが、可児駅の放置自転車数は、また放置自転車への問題解決へ向けた解決策は。

○土木課長（丹羽克爾君） お答えいたします。

自転車整理業務委託料の内訳でございますけれども、3カ所の市営駐輪場の自転車を整理

いたします費用が約100万円弱、それからその残りといまして、可児駅周辺の放置自転車対応に関する費用30万円弱になってございます。いわゆる放置自転車対策という観点から見ますと、この約30万円弱の可児駅周辺のところがこういったものに当たってくるかと思えます。

放置自転車対応の業務内容でございますけれども、これはシルバー人材センターに委託しておりまして、現場での指導、それからもう既に放置してございます自転車の通報でございます。実際の撤去は通報を受けました市の職員が対応しておるような状況でございます。台数につきましては、3年目を迎えてきて漸減してきておるわけでございますけれども、今現在50台ほどになっておるといふふうに考えております。

今後の問題解決への取り組みといえますか、解決策でございますが、今の対策を引き続き実施するというのももちろん大切であると考えておりますし、季節的に変動もございまして、そういった時期にやはり張り合いをつけるようなことも考えていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいでしょうか。

〔挙手する者あり〕

それでは次の質疑に移ります。

12から16までは共通していると思いますので、一括でお願いしたいと思います。

○委員（富田牧子君） 41ページ、社会貢献システムモデル事業ですが、ポイント対象事業について説明資料に掲載がありますけれど、「など」という言葉がありまして、例示した以外にどのような活動がポイントの対象事業になるのか、またその判断はどこで行うのか、ポイントの単位は活動の時間何分で1ポイントとなるのか、1年間のポイントの保管はどのように行うのか、ポイントとK-m-o-n-e-yの交換比率はどのようになっているかについてお尋ねをします。

○副委員長（伊藤英生君） 同じくK-m-o-n-e-y普及にインセンティブを働かせるには、協力店による任意のプレミアムがどれほどつくかが重要と考えるが、現在までの状況を教えてください。

○委員（板津博之君） 数字の訂正ですが、K-m-o-n-e-y約380万円と書いてありますが、ゼロが抜けていまして、3,800万円の間違いです。失礼いたしました。

K-m-o-n-e-y約3,800万円のうち換金されなかった部分の取り扱いはどうなりますか。教えてください。

○委員（酒井正司君） 無償ボランティアが定着している部分との区別はどうされますか。K-m-o-n-e-yという市民に広く周知するキーワードが何ゆえ英語表記なのですか。

○委員（山口正博君） 同じく地域経済の活性化を図るためにK-m-o-n-e-yを流通させることは、一定の効果があると考えられますが、これを地域の支え合いの仕組みづくりの中でどのような役割を果たし、どのような地域の支え合いの仕組みを構築されようと考えておられますか、お答えください。

○地域振興課長（坪内 豊君） それではお答えします。

初めにポイント対象事業の関係でございます。

例示以外のポイント対象活動、今回予算決算委員会の資料といたしましてナンバー3というところでお配りいたしました可児市社会貢献システムモデル事業（案）の5ページで例示をさせていただいた活動、これ以外のポイントとなる活動ということだと思っておりますので、これをお答えさせていただきます。

平成26年度では、子育てサロン、それから防犯パトロール、高齢者の家庭内での困り事に対する支援がございます。平成27年度以降につきましては、外国人の子供の語学指導や登下校の児童の見守り、こども発達支援センターくれよんでの活動、歩こう可児302運動での支援活動、サロンでの活動などを想定しております。

平成27年度以降、何を対象にするかにつきましては、ボランティア活動を行う市民の皆さんの声をよくお聞きしまして、対象事業を追加していきたいというふうに考えております。

次に、どの活動をポイント対象とするかについての判断ですが、これは庁内の関連部署や、地域支え愛ポイント制度の管理を行っていただく社会福祉協議会、こういったところから成る会議体をつくりまして、ここで判断していくように考えておりますが、いずれにしましてもモデル期間中は特にボランティア団体の皆さんなど市民の皆さんの御意見をよくお聞きして、その声を反映させることが大切かと考えております。

続きまして、交付するポイントの基準につきましては、活動時間1時間で1ポイントという設定をしております。2時間以上で2ポイント、1日当たりの上限を2ポイントというふうに設定しております。

ポイントの管理。年間のポイントの管理につきましては、登録時に交付しますポイント手帳により個人管理をお願いします。1ポイントにつきシール1枚を交付させていただきますので、ポイント手帳にこのシールを張っていただいて、ためていただくというようなものでございます。

それから、ポイントとK-m-o-n-e-yの交換比率につきましては、1ポイント100円相当で設定をしております。1年間に交換できる限度を100ポイント、つまり1万円相当のK-m-o-n-e-yとさせていただきます。

続きまして、伊藤英生委員のプレミアムの関係、プレミアムの現在までの状況ですけれども、その前に現時点で、3月5日の時点なんですけど、協力店として御参加いただける事業所は約250店舗になっております。内訳としましては、大手ショッピングセンター、ホームセンター、飲食店、ガソリンスタンド、コンビニエンスストアなど多業種にわたっております。これまでいただきました協力店からのプレミアムは、例えて言いますと粗品のプレゼントとか、割引サービス、それからサービスポイントの付与などがございますが、現時点では、正直申し上げまして、まだまだこれからの状況というふうに考えております。

しかし、現時点で把握しております内容につきましては、12月9日に商工会議所のほうから郵送等させていただきました協力店募集の御案内につけました、そのときの協力店登録

申請書、こちらに御記載いただいた内容でございます。この案内の目的につきましては、この社会貢献システムの趣旨を御理解いただいて御協力をいただくということを初めてお願いしたものでございまして、プレミアムの付加については、まだ十分に御理解をいただいていないというような事業所も多いと考えられます。

一方、プレミアムにつきましては、委員御指摘のとおり、このシステム普及のために非常に重要な要素というふうに考えております。したがって、これから協力店に対して積極的に説明をしてお願いをしていくというふうに考えております。

ちなみに、今月の18日に協力店の皆様に集まっていただきまして説明会を開催します。この説明会は、先ほども250の事業所の方に御案内を今しておるところなんですけれども、そういった場できちんとお願いをしていきたいというふうに考えておりますし、4月以降につきましても、特にここに力を入れていきたいというふうに考えております。

続きまして、板津委員の換金されなかった部分の取り扱いについてお答えさせていただきます。

K-m o n e yのうち、使われず換金されなかった部分につきましては、簡単に申し上げますと決算上は不用額となります。と申しますのは、予算としましては款の2、項の1、目の7、節の19で、地域通貨負担金という項目で3,885万1,000円という予算を計上しておりますが、使われずに換金されなかったK-m o n e yが生じますと、この地域通貨負担金の一部が不執行ということになりますので、この部分が不用額となります。結果としては、この不用額は繰越金として翌年度に送られることになりまして、翌年度の事業の財源として市民サービスに充てられるという流れになるわけなんです。

ただ、配慮することというのは大変多いかなというふうに思っております。全体としては地域通貨を発行する事業という特性上、使われないK-m o n e yというのは必ず発生すると、100%使われるということはないだろうというふうに考えております。これは、今でもほかの自治体等で発行されておりますプレミアム商品券でも同じことが言えるかと思えます。ただ、大事なことは利用されるのは市民の皆さん、できる限りこういう未使用が発生しないように配慮することが大事なというふうに考えてございまして、例えばK-m o n e yの使用期限は年度末までの有効期限というふうに、例えば画一的なその年の年度末までに使用期限が切れてしまいますよというような扱いをすると、例えば1月や2月にK-m o n e yをもらった方というのは1カ月か2カ月で使用期限が終わってしまいますので、そうすると未使用というのはふえます。ですので、そういうことがないように、9月以降に発行する分については翌年の9月末までは使えますよということで、有効期限を長くにとって、そういう確保をするように考えております。そういう設計をしております。

また、広報やホームページを使いまして、そういったことを呼びかけるなどして、できる限り使い忘れがないよう、いろんな方法で働きかけていきたいというふうに考えております。

続きまして、酒井委員の無償ボランティアとの関係ということになります。

まずボランティアは、基本的に無償のものというふうに理解をしております。地域支え愛ポイント制度はボランティアの有償化を図るものではございません。先ほど富田委員の御質問でもお答えしましたとおり、ポイントのK-m o n e yの交換というのは、1ポイントに対しましては100円相当というふうに設定をしております。これは、活動に要する交通費等の実費弁償にも満たない程度という考えからの設定でございます。つまりポイントはあくまでも感謝の気持ちをあらわすものでございまして、ボランティアに対する対価的性格を有するものではないという設計をしております。したがって、これによりボランティア本来の意義が薄れることはないというふうに考えております。

ただし、ここからが大事だと思うんですけど、市民の皆さんにはいろんなお気持ちでボランティアを行っていただいております。100円でもそれは有償ではないかというボランティアを行う人たちの気持ちに反するのではないかというお声もいただくかもしれません。そこで、この制度の中では、ためたポイントを御寄附いただく、そういった仕組みもこの制度中に組み込んでおります。ためたポイントを市または社会福祉協議会、こういったところへ御寄附いただくところでお気持ちに沿いたいというふうに考えております。

続きまして、英語表記の問題ですけれども、K-m o n e yのKは可児、経済、活力、協働、貢献などの頭文字を象徴するものとして考えております。それからm o n e yは一般的に知られている言葉ということで理解をしております。

御質問をいただきました英語による表記というのは、全体のイメージを優先したためこのような表記にさせていただいたということなんです。ただし、英語表記ではわからないというような方も当然お見えになりますので、K-m o n e yの券自体やポスター、ステッカー、そういったところには振り仮名を記載して、おわかりいただくような配慮はしております。

続きまして、山口委員からいただきました地域の支え合いの仕組みづくりの中で、K-m o n e yの流通はどのような役割という、関係性ということになりますけれども、K-m o n e yの流通が地域の支え合いの仕組みづくりに対してどのような役割をになっているかということに関しましては、簡単に申しますと、社会貢献協力金の仕組みにより寄与をしていただくこととなります。K-m o n e yが市民の皆さんに使われて、協力店が金融機関で換金をする。換金の際、協力店には額面額の1%相当を社会貢献協力金として御負担をいただきます。これを地域支え合いの仕組みづくりである地域支え愛ポイント制度の財源として使わせていただきます。市民の力をおかりすると同時に、市内の事業者の皆さんにも流通の中で御協力をいただく、こういった仕組みでございます。

次に、どのような地域の支え合いの仕組みを構築するかということについてですが、これもよくお話しさせていただいております、急速に深刻化する少子・高齢者社会を迎える中で、支え合い、これこそが課題解決の糸口というふうに考えております。可児市の大きな財産というのは、ボランティアに参加する市民の人材というふうに考えております。子育て世代や高齢者などの手助けを必要とする方々をこの地域の人材で支えていただく、これがまちの魅力をつくることとなりますし、将来世代の幸せにつながるというふうに考えております。世

代間をつなぎ、地域で支え合う、そのような仕組みを市民、事業者、行政の3者がそれぞれの役割を担って一体となって進める、このような仕組みづくりを目指すのが社会貢献システムでございます。以上です。

○委員（富田牧子君） まことに申しわけありませんが、一番最初に言われた平成26年に子育てサロン、その後、何と言われましたか。あと3つぐらい言われましたけど、すごく早かったので書けませんでした。

○地域振興課長（坪内 豊君） 申しわけございません。

平成26年度ですけれども、子育てサロン、防犯パトロール、それから高齢者の家庭内での困り事に対する支援を考えております。

○委員（富田牧子君） 子育てサロン、防犯パトロールぐらいはわかるんですけど、高齢者の家庭内での困り事という、これは1時間もありますか。

○地域振興課長（坪内 豊君） おっしゃるとおりでございます。そういった近所の人少し手助けを必要とする人たちをお助けするというようなものについては、時間は非常に短いかなというふうに思っております。ですので、先ほど1時間云々というお話をさせていただきましたけれども、そういったところには満たない活動というのは存在するというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） その人が社会福祉協議会にでも行って、お隣さんにこれぐらいのことをやりましたよと言ってポイントをいただくと、そういうことですか。

○地域振興課長（坪内 豊君） 現時点では、まず平成26年度につきましてはそういったことがきちんと把握できるような形のものから始めたいというふうに考えておまして、まずそういう団体の組織があって、そこからそういうサービスをするような方々を対象にして考えております。その団体で、例えば10分の活動ですよというものであれば、それが6回あれば1時間に相当するというふうで認めていくというような形になるのかなと考えているんですけども、今までいろんなところで、これとは全然違うんですけども、介護ボランティアポイント制度というのをやってみえる市町村はあるんですけども、そういったところは施設内がほとんどです。在宅でやっといこうということになりますと、そのあたりが難しいところではございますが、ただ、この制度はそういう地域の支え合いというのを一番大事にしたいというふうに考えておりますので、そこをきちんと把握できるような仕組み、先ほどのポイントを付与していただく団体、その中でそういったことを管理していただくような仕組みをこの中に入れていくというふうに御理解ください。

○委員（酒井正司君） 定着している無償ボランティアとの区分けは、善意に基づいてできるだろうという発想のようではございますけれども、期間限定のモデル事業ですから、ステップアップされるわけですが、例えばモデル事業の期間だけでも、ポイント100円のうちの何がしかを東北の大震災のほうへ寄附しましょうというような発想はなかったんですかね。

○地域振興課長（坪内 豊君） そこまでは考えてございません。

○委員（山口正博君） 先ほど換金されなかったものについては市民サービスに回すというふ

うに聞こえたんですが、その市民サービスとは何でしょうか。

○地域振興課長（坪内 豊君） 市民サービスというのは、大きな意味で申し上げまして、翌年度に繰越金としていけば一般財源となりますので、一般的な市民サービス、要は翌年度の予算の中に入りますよというニュアンスでございます。

○委員（山口正博君） この換金率が仮に9割だったとします。そうすると10年で10割が残っていくということなんですが、それがどんどん膨らんでいったときに、その処理はどうされますか。

○地域振興課長（坪内 豊君） どんどん残るということはないです。といいますのは、有効期限というのが当然ございますので、その間に使われなかったものについては、その分というのが、先ほど申し上げた不用額となって翌年度に送られる。それが次の年度も同じことが起こるといことになりますので、どんどんその分が送られるということではなくて、一般財源になるという御理解でお願いしたいんですけれども。

○委員（山口正博君） 先ほどそのポイントには期限がないというふうに聞いたんです。それで間違いないですか。

○地域振興課長（坪内 豊君） ポイントには期限はございまして、基本的には1年の使用というふうに、ざっくり申し上げますと1年の使用期限というふうに考えてください。

○委員（山口正博君） そうすると、例えてきょう1ポイントもらって、シールを張っていきますよね。じゃあ1年後に仮に10枚で1枚になるのであれば、その10枚目を張ったとすると、その1年というのはいつからいつまでが1年になるんですか。

○地域振興課長（坪内 豊君） そのポイントのお話とK-moneyのお話は別々で考えていただきたいんです。まずポイントについては、例えば来年度でいいますと、来年度1年間で4月から3月の末まででポイントをためていただいて、そこは1年で、翌年に交換をしていただくということになります。K-moneyについては、それとはまた別で、それ自体に使用期限というのを設けておりますので、これは早く使っていただいて消費を拡大させるという目的のもとにやっていますので、それにつきましては、さっきもざっくりの話になってしまうんですけど、1年の使用期限というふうに定めている。別物で考えていただければと思います。以上です。

○委員（山口正博君） 別の質問なんですが、私が当初質問したところの地域支え合いの仕組みづくりの構築というんですが、先ほども言われましたように少子・高齢化の中で、昨日もうちの委員会で介護保険の件で、今後、地域包括ケアシステムというものを本市も構築をしていくという中で、このようなボランティアと就労というものをきちっと分けないと、そういったものは構築できないと思うんです。

先ほどお礼だと言われたんですが、ボランティアをされる方はお礼のためにやるわけではなくて、本当に奉仕のためにやる。あとは時間を、さっき言いました支援というものは、皆さん生活をしておるわけで、それに全く賃金、決められた法定賃金ではなくて、先ほど福田委員も言われましたように、15分、20分やっても、それが幾らかになるというような形をし

ていかないと、そういう支え合いというか、人的な労力を出すというものは構築できないと思うんですが、この方式で必ずできると断言できますか。

○地域振興課長（坪内 豊君） 有償ボランティアの制度化をするというふうなお話なのかなと伺ったんですが……。

○委員（山口正博君） 明確に言います。やはりボランティアと有償というものはきちっと分けていかないと、今後の地域支え合いというのはできていかないと思うんです。かえってこういう形をやると、そういうものに参加する人が少なくなると思うんですね。ボランティアをする人というのは奉仕で行くわけです。要するに何かお礼をもらうとか褒めていただきたいとか、そういうためにするわけではない。

○地域振興課長（坪内 豊君） わかりました。

先ほど無償ボランティアとの関係のところ、酒井委員の御質問にお答えしたことかなというふうには思うんですけれども、この制度自体はボランティアの有償化を図るというものでは決してございません。これはあくまでお礼の気持ちですよというふうな設定をしておるものです。

これはきっかけだと思うんですよ。今でも、潜在的にボランティアをやりたいというふうな市民の皆さんはたくさん見えるんです。そういった方々を何かのきっかけでそういったところに参加をしていただく手段だというふうには考えております。ですので、これをうまく使っていくことによって、そういう社会をつくっていくということで、これは有効に機能するというふうには考えております。以上です。

○委員（富田牧子君） 先ほどは高齢者の団体の話を聞きましたが、子育てサロンですね。子育てサロンもそれが出るということですが、実際に子育てサロンは民生委員がほとんどやっておられて、民生委員にもそういうポイントが付与されるということですかね。

○地域振興課長（坪内 豊君） おっしゃられるとおりその辺が一番難しいところなんですけれども、民生委員とかそういった職としてやってみえる方につきましては、今回のポイントの対象にはならないという設計で、今の時点では考えております。

ただ、これも難しいところというふうにお話しさせていただいたのは、いろんな境界線というのはいろいろあると思うんです。そういったところについては、このモデル期間の中でいろいろ検証しながら進めていきたいというふうには考えておりますけれども、まず来年度につきましては、子育てサロンについても全てというわけではなくて、一部のところと、モデルですので、その実態とか、いろんな御意見を伺いながらそれを進めていくというふうな考え方でおります。以上です。

○委員（富田牧子君） そうすると、来年度は福祉部分ではほとんど活動はないと。そういう実態を調査しながら、どこにポイントを付与したらいいか、この団体ならいいとか、そういうことを調査するためということだと思ってしまうんですけれども、住宅リフォームの部分はそれでやっていただいてもいいと思うんですけれど、この福祉のポイントの部分はもう少しきちっと制度設計をされないと、いかにモデル事業といえども、こんないいかげんなモデル事業はな

いと思うので、再考されたらどうでしょうか。

○地域振興課長（坪内 豊君） いいかげんというふうには考えておりませんので、これで実施させていただきたいというふうに考えております。

○委員（小川富貴君） 2点ほどお尋ねさせてください。

38万5,500枚発行ですね、金額からいえば。その妥当性、根拠を教えてください。本年度、要するにとりあえず発行されるというものについて。

○地域振興課長（坪内 豊君） 約3,800万円につきましては、補助金とか報償費をこちらのほうに振りかえるというふうにしておりまして、その対象の事業は3,800万円ということになりますので、その分というのが根拠でございます。

○委員（小川富貴君） 防犯パトロールの分については、地域の方が防犯パトロールをやってくださっているものがありますし、シルバー人材センターに委託している部分もあるんですけども、シルバー人材センターに対してもK-m-o-n-e-yでお支払いになるんですか。

○地域振興課長（坪内 豊君） 委託の事業に関しましては対象外というふうに考えております。以上です。

○副委員長（伊藤英生君） 関連があるかどうかあれなんですけれども、もう印刷が完了するぐらいだと思うんですけれども、ポイントカードとK-m-o-n-e-yのデザインというのはいつ見せていただけますでしょうか。

○地域振興課長（坪内 豊君） もうすぐ仕上がりますので、そうしましたらぜひごらんいただきたいというふうに考えております。

○委員（板津博之君） 地域経済の活性化を同時に実現する総合的なシステムの説明の中で、住宅リフォーム助成金など、これまで市が交付してきた補助金と報償費の一部を現金から市で発行する地域通貨K-m-o-n-e-yに振りかえて交付しますと書いてあるんですが、必ずしも全額を補助金でということではないんですか、一部ということでしょうか。

○地域振興課長（坪内 豊君） いろいろ物によって一部になる場合、全部になる場合というのがあるというふうに御理解いただきたいんですけれども、例えば住宅リフォーム助成金ですと全部が振りかわると。ちょっと今金額がしっかりしたこと言えませんが、13億円か14億円、全体であると思うんですけれども、そういったものの一部をそういうふうにさせていただくというニュアンスでお捉えください。以上です。

○委員（板津博之君） そうしますと、この予算決算委員会資料ナンバー3の予算概要図の中で、補助金については住宅リフォームの助成金が3,000万円、それから商工振興補助金が107万5,000円、青年部の補助金が50万円、とりあえず補助金についてはこの3項目になりますでしょうか。

○地域振興課長（坪内 豊君） 平成26年度につきましてはこれらということになります。以上です。

○委員（板津博之君） 例えば、中には現金で欲しいと言われる方がもし出てきたら、モデル事業の中でこういった対応をされるんでしょうか。

○地域振興課長（坪内 豊君） それも物によると思うんですけども、基本的にはK-moneyのほうでとお願いしているところにつきましては、それでお願ひしたいというふうを考えているんですけども、これから拡大をしていく中で、この補助金がどうかというのは相手があるお話ですね。ですので、そういった場合は当然全て相手があるお話ですので、そこにつきましてはきちんと相手方と協議をさせていただいて、お話をさせていただいた上で決めていきたいというふうと考えておりますし、今回の報償金の中も一部は、いろんな相手がありますので、そういったところと話して、平成26年度オーケーですよというところについては対象としていると。それは続けていきたいというふうと考えております。

○委員（小川富貴君） 将来の展開、当然、制度設計される時は中・長期で将来の設計等々も議論されていると思うんですけども、今、補助金とおっしゃっています。補助金の一部というふうな形でスタートするということですが、補助金の一部から何部にふえていく可能性もあるでしょうし、やっていく中でそうではない場合もあると思うんですけども、補助金以外に報償費等々もあるわけですが、当然そういったものの展開も考えて議論の俎上に上げていらっしゃるんですか。

○地域振興課長（坪内 豊君） おっしゃるとおり、新年度につきましても報償費の一部も対象にしておりますけれども、そういった中で本当にお願ひしていけるものというところで、経済の循環に寄与できるようなところというのをきちっと探っていきながら、ふやしていきたいというふうと考えております。

○委員（板津博之君） さっきの関連になりますが、もう1回言いますけれども、例えば住宅リフォーム助成金をどうしても現金で欲しいと言われた場合に、例えば現金でいただく場合と、K-moneyでもらうという選択制にはならないんですか。どういった対応をされるんでしょうか。

○地域振興課長（坪内 豊君） 目的が、あくまでも地域経済の活性化ということでやっておりますので、選択制ということは考えておりません。

○委員（澤野 伸君） 今のちょっと関連ですけども、事業者はK-moneyに登録しないと、今まで住宅リフォームの助成活動で事業者が参入されておったところが、K-moneyには賛同できないなんていうことで入らない場合は除外されるという考え方でいいですか。

○地域振興課長（坪内 豊君） それは別の問題だと思うんです。住宅リフォーム助成金の対象となる事業者というのは、ちょっとはつきりしたことは言えませんですけども、今までと変わらないのかなと。市内の事業者でリフォームを行われる方というふうに捉えておりますし、あくまでもこのK-moneyというのがどこに行くかというのは、事業が終わった後でリフォームをされた方のところに行くというものでございますので、そこら辺のところはちょっと違うのかなと思います。今までもそうなんですけれども、あくまでもそういうお金の流れというふう理解しております。

○委員（伊藤健二君） 住宅リフォームとK-money問題は一般質問しましたけど、今、

重要なポイントになっている話は、さっき課長からも返事があったみたいに、金融機関による換金、つまり換金する作業は、金融機関に限定されるんですよ、今の時点では。これを曖昧にした返事をしてもらっては制度が崩れるので、いけないと思います。

例えばさっき選択制という議論があったけど、将来的に選択する幅を決めるということはありません。将来に向かってないとは言わない。

今回、出発に当たっては、3,000万円のリフォームとその他の800万円を足した3,800万円の枠は全て金融機関でやっていくということで出発している。だから、金融機関にポイントが流れていって集約されるまでの間は、全く日本銀行券とは違うけれども、ビットコインでもないけれども、いわゆるポイントという形でやっていくので、その間は商品あるいは対価に対しては消費税も含めて、売る側と買う側との関係で、これまでどおりという関係ですよ。そこに個別的な選択制の要素を持ち込んだら制度が崩れるので、そこは初めからびしっと言わないといけないと思うんですね。

それで、リフォーム助成というのは使ってみればわかるので、現金が要するに振り込まれてくるんですよ。現金はもう選べませんというわけなんです。新年度、平成26年度は現金は来ませんよと、みんなK-moneyですよと可児市は言い切って、それを今度新しいリフォーム助成の枠組み制度として市民に提示をするので、そういう理解をちゃんとしておかないと困ると思うんですね。

さらに、今度は5,000万円出すことにしたけど、3,000万円はK-moneyで、2,000万円は選択制を含めて手続論ははっきりさせた上で、市民間の公平性は絶対的に確保できるという方法を含めて、新たに2,000万円追加しますというのが新たな方針として出た段階では、選択制というのも不可能ではないと言えるだけであって、現時点ではそこまで入っていない、そういうことですよ。

それをしてほしかったというのが板津委員の発言だったということですね。社会貢献システムで、これでいいか悪いかは後で議論すればいいんじゃないですか。

○委員長（伊藤 壽君） 済みません、質疑は。

○委員（伊藤健二君） 自由討議じゃなかったんだ。失礼しました。

質疑は一言だけ、消費税がたまたま8%に上がるけど、4月以降。消費税問題とこのK-moneyは連動しますか、しませんか。

○地域振興課長（坪内 豊君） 消費税との関係で言いますと、連動というのはないかというふうに考えております。以上です。

○委員（富田牧子君） 思い出したんですけど、銀行の手数料というのはどうなっているか。換金するとき銀行の手数料の問題が、この前のときは聞いたと思うんですけど、それについてはどういうふうですか。

○地域振興課長（坪内 豊君） 前というと、建設市民委員会の中でお話しさせていただいたと思うんです。あの時点では、金融機関との詰めがまだそこまで行っておりませんというか、まだ外に話をしていない時点ですので、あれから市内の全ての金融機関、約30店舗なんです

けれども、説明会をやらせていただいたり、何回も協議をさせていただいた結果、大変な御協力をいただけることになりまして、手数料ゼロでお願いできると。しかも、前のプレミアム商品券なんかは、換金をするのに一回金融機関で集めて、前は商工会議所なんですけど、そこでさらに回収をしてそこから振り込み手続という、振り込みまでにすごく時間がかかって、協力店の皆さんにとって不都合な面が多かったというふうに聞いておりますので、金融機関で直接換金、翌々営業日までに入金をしていただけると、そういうような御協力をいただけることになりましたので、ここで御報告をさせていただきます。

○委員長（伊藤 壽君） まだ質疑途中ですが、ここで暫時休憩をとりたいと思います。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○委員長（伊藤 壽君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、継続して今の質疑を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員（山口正博君） 先ほどの澤野委員の質問と同じなんですけど、執行部のほうがちょっと理解してみえないと思うんですけど、先ほど澤野委員が言われたのは、例えて言うとAという建築会社でリフォームをして、そのリフォームの助成金としてK-m o n e yでもらう。今度またその後に軽微な修理をしたときに、そのK-m o n e yをその建築会社で使うときに、そこがK-m o n e yの取引指定になっていなければ使えないかという質問でしたので、もしそういうことであれば使えないということになりますね。

○地域振興課長（坪内 豊君） 失礼しました。ちょっと理解ができていませんで、済みません。その場合は使えませんということです。

○委員（澤野 伸君） 僕の質問はちょっと違って、住宅リフォームで、例えば10万円のあれをもらったとしますね。それは、いわゆる委託者がもらいますね。事業者はそのK-m o n e yで足らず前も払おうとしたときに、事業者が認定を受けていないとだめですよということと言ったんです。そうすると、事業者の選定にかかわってきちゃって、今までできたのに、できなくなる事業者もできますよねということです。どうですか。

○地域振興課長（坪内 豊君） その場合については、おっしゃるように使えないということになりますので、それは協力店として御加盟というか、応募していただくということをぜひお願いしたいなあというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） 業者の人が換金をして、寄附をするということですよ、地域貢献分とかなんとかいう話で、1割もないけど1%ですか。それは一体どこに、どのように払うんですか。

○地域振興課長（坪内 豊君） K-m o n e yの流れでいきますと、K-m o n e yを持って金融機関に参ります。そうすると、例えば1万円分の換金をするときに、その1%、100円分を市のほうに納めていただくことになります。ですので、9,900円分は日本銀行券等々で事業者の方に行くわけなんですけれども、1%の分は市のほうに入ってまいりまして、そ

の1%を集めたものを社会福祉協議会に事業委託をしておりますので、そういった財源として活用させていただくという流れでございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、1万円の券があるとしますよね。この価値は9,900円しかないということですよ、今の話は。天引きされるわけだから、100円について。

○地域振興課長（坪内 豊君） どこでのということになるんですけど、まず消費者の方、一番最初に受け取られた市民の皆さんにとってみれば、1万円分の価値は1万円、それにプレミアムということになりますので、それにプラスということを考えておりますけれども、事業者の皆さんにとっては1%が負担ということになりますので、先ほど言いました、その分、9,900円なら9,900円分という価値ということになるのかなあというふうに思います。

○委員（澤野 伸君） 困り事サービスの、先ほど受け皿にということだったんですが、いわゆるシルバー人材センターなんかのワンコインサービスでこれをやられている事業もあるんですよ。事業がダブってくるというような、行政の方針の二重構造にならないかというところもあるんです。これはやっぱりシルバー人材センターの皆さんで、ワンコインで、比較的安い値段で高齢者の活躍の場を創出するという目的でやられている部分と、今度こちらの無償でということの事業ということになると、それはどういう考え方に基づいてやられるのかなあと思うんですが。

○地域振興課長（坪内 豊君） 基本的な目的が別なのかなあというふうには考えるんですけども、まず社会貢献システムの目的としては、地域での支え合いの仕組みづくりをするというようなものです。それから、シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得る、そういったような手助けをするような活動かなあというふうに考えておりますので、ちょっと出だしの目的が違ってくるというふうな、そこの整理かなあというふうに思っております。

○委員（山口正博君） この事業はモデル事業ということなんですが、おおむね期間はどれくらいの期間で、この換金率等、多分これぐらいは換金してもらえらるだろうというのがあると思いますので、そのあたりを教えていただいて、そこで利用が少なければやめるのか、そのあたりも何かあればお聞かせください。

○地域振興課長（坪内 豊君） 期間は3年間のモデル事業というふうに考えておりますけれども、換金率というのは、K-m o n e yの先ほどの換金率ではなくて、ポイントのことです。これにつきましては、対象事業も広がってまいりますし、どれだけというような数値を今持っているわけではありませんけれども、これはもう全体、総合的に判断してということになってまいります。

○委員（山口正博君） そのポイントというのは、当然、三千八百百万円ありますよね。

○地域振興課長（坪内 豊君） ポイントと3,800万円のK-m o n e yを発行するのは話がちょっと違うものですから、そこを分けて考えていただく必要があるんですけど、そこは全然違うものですので、それは一緒ではちょっとお答えできません。

○委員（山口正博君） K-m o n e yを換金するために、金融機関へ保証金として預託しま

すよね。それは当然そのポイントがお金にかわる保証として預託するわけですね、予測をして。違いますか。

○地域振興課長（坪内 豊君） 預託金というのは、あくまでも金融機関で換金をするときに、金融機関というのは後払いというか、ツケで支払うとか、そういうことができないものから、その資金というのをもともと持っている必要があります、その分を預託金として市のほうから出すというようなものでございます。

○委員（山口正博君） そうしたら、その3,800万円の金額の根拠を教えてください。

○地域振興課長（坪内 豊君） 3,800万円は、先ほどから申し上げているとおり、もともとの補助金、それから報償費をかえる総額が3,800万円で、それに基づいてそれと同額という設定をしております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかにはよろしいですか。

[挙手する者なし]

なければ、次の質疑に移ります。

○委員（山田喜弘君） 資料番号3. 男女共同参画社会推進事業について。

意識啓発副読本改訂について、何をどのように改訂するのか。

また、意識啓発として何を学んでもらいたいのか、以上です。

○委員（山根一男君） 続きまして、同じ41ページです。

男女共同参画社会推進事業につきまして、総予算168万6,000円は、対前年207万3,000円減と大幅減だが、どのような事業展開を考えておられるのか。意識啓発副読本改訂等印刷製本費46万4,000円についての説明も含めてお願いいたします。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） まずこの副読本ですが、中学校3年生の公民の授業で使用しております。中学生に、働き方や生き方は個性や能力によって変わるもので、性別による違いだけで選択の幅を狭めず、自分の将来についての可能性を多くの選択肢の中から考えてほしいと、そういうことを学んでほしいということでございます。

この副読本は平成23年度に作成をいたしてございまして、平成24年度から平成26年度までの3カ年分をつくっております。今回、平成27年度以降に使用する副読本を平成26年度に作成しようとするのですが、改訂の内容としては、引き続き性別による固定的な役割分担意識を変え、行動を変えることにつながるような内容を考えてございまして、男女共同参画推進審議会や学校の意見も聞きながら改訂を進めていきたいというふうに考えております。

続きまして予算の関係でございまして、昨年度に比べて207万円余り減少しております大きな要因としましては、昨年度行いました男女共同参画プランの見直しに係る予算が約255万円でございます、これが減ったことが大きい要因です。一方、先ほどの副読本の改訂などで新たに41万1,000円増加するなどがございまして、差し引き207万3,000円減ったものでございます。この印刷製本費46万4,000円の内訳でございまして、副読本の改訂が41万1,000円、3,000部を予定しております。そのほか、男女共同参画サロンをPRするカード3,000部をつくっております。これが5万2,500円でございます。

次に、平成26年度の事業の展開ということでございますが、副読本の改訂のほかに、男女共同参画に関する講座や研修会、パネル展などの啓発事業を行います。また、月1回ですけれども交流サロンを開いたり、法律相談や悩み相談を受ける機会を提供していきます。また、女性市民委員の候補者の登録制度を行っておりますが、引き続きそういった制度を運用してまいります。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） この件について、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

○委員（山口正博君） 資料ナンバー3の44ページでございます。

地域振興課になると思います。

集会施設整備事業についてということで、予算額について、補助金対象施設は既に決まっておりますか、その内訳を教えてください。

○地域振興課長（坪内 豊君） それではお答えします。

新年度の予算額につきましては、各連絡所を通じて収集しました9月時点での地域からの情報をもとに計上しております。実際の実施に当たりましては、一般的には各自治会の総会などで決定された後になることが多いので、既に決まっているところと、これからのところがあるというふうに考えられます。そういった意味で、今後の変動というのは十分考えられますが、その前提で、今、当初予算計上時点で把握しております内容につきましては、新規建設が3件、改修が20件、耐震改修が2件でございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

○委員（酒井正司君） 同じ44ページの国際交流事業でございます。

レッドランド市、クリーブランド高校との交流事業の今後の予定と目標をお示してください。

○地域振興課長（坪内 豊君） それでは、お答えします。

姉妹校提携を結びましたオーストラリアのクリーブランド高校と可児工業高校、こちらは中継授業を今もやってみえますが、継続されるとともに、クリーブランド高校の学生、約20人が12月に来訪し、交流をされる予定でございます。

小学校間の交流につきましては、プレンバイル小学校と南帷子小学校及び春里小学校との間で中継授業を行うと同時に、プレンバイル小学校の児童、今16人というふうに聞いておりますが、9月に来訪し、両校と交流をする予定でございます。

この準備のため、昨年12月末には先方の小学校から教諭が来訪されまして、南帷子小学校を初め市内を視察されました。こういったことを含めて、新年度に向け、双方で準備を進めているところでございます。

このように、まずは学校間をもとにした人的交流から進めてまいります。経済面におきましても、レッドランド市内の企業、シロメワイン、ここの連携から始めまして、他の連

携の可能性を引き続き協議していく予定でございます。

目的、目標になります。グローバル社会の中で物おじすることなく他者との良好な関係を築くことができるように、子供のころからコミュニケーション能力を高めていく必要があります。こういった中で、子供たちのコミュニケーション能力の向上、国際人感性の習得、そしてさらには地域経済の発展につなげていくこと、これが国際交流事業の目標で、目的でございます。新年度の目標につきましては、まずは子供たち同士の交流を確実なものとし、次へのステップにつなげたいというふうに考えております。以上です。

○委員（酒井正司君） 子供たちと産業のほうはわかりましたが、レッドランド市と例えば姉妹都市提携とか、そういうことも視野に入っていることでしょうか。

○地域振興課長（坪内 豊君） まず新年度については、姉妹都市提携を結ぶということは考えておりませんが、子供たちの交流はこれでスタートをします。そういった中で、人と人との交流が深まっていきまして、これがどんどん深まって、市民の皆さんからも姉妹都市提携というふうなお話になってくれば、その時点で提携をするということも考えております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関してはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ここで10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○委員長（伊藤 壽君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、質疑を続けます。

まず、21、22につきましては関連があると思いますので、2問あわせてお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 44ページの子どものいじめ防止事業ですけど、ここには臨時職員の賃金2人分として526万1,000円というのが計上されておりますが、たしか事務局長もおられたと思うので、この方の給料はどこに掲載をされて、幾らかということをお尋ねします。

○委員（山口正博君） 同じく子どものいじめ防止事業でございます。

平成25年度において新たないじめが何件発生し、その中で何件解決できましたか。また、前年度からの案件においてもお答えください。

その中で、臨時職員の活動内容と、それに要した日数、時間を、案件別に教えてください。

○人づくり課長（瀨瀬新吾君） 初めに、いじめ防止専門委員会の事務局長の給料に関してですけれども、これは総務費の一般管理費の人件費として計上してございまして、給料や職員手当等として支出をしております。予算書の38ページ、予算の概要の34ページに人件費として全体が記載をされております。また、個人の給料の額については非公開の情報ということで、回答を控えさせていただきたいと思っております。

続きまして、いじめ防止専門委員会が扱ったいじめの件数などについてでございますが、

まずこの専門委員会では、いじめの行為がなくなって子供が安心して学校生活を送れるようになったという状態を目安に、終結という判断をして統計をとっております。

まず平成24年度ですけれども、5月15日から相談を開始しておりますが、平成24年度は27件受け付けをしまして、平成25年3月末現在で終結が22件、率でいきますと約82%が終結でございました。平成25年度は平成26年2月末までに34件受け付けをしております、平成24年度からの継続の案件5件と合わせて合計39件扱っております、39件のうち終結は32件でございます。終結の割合は約82%でございます。

臨時職員、今は期間業務職員と言っておりますが、期間業務職員の活動内容としましては、業務の6割から7割が通報や相談のあったケースへの対応を行っております。子供や保護者との面接、あるいは電話でのやりとり、また学校との調整やケースの検討、記録の作成などがその内容です。そのほかに、学校訪問や広報物の作成などの啓発、専門委員会に関する事務、これが残りの3割から4割ぐらいでございます。

専門委員会事務局の活動は、通報や相談の状況、あるいは例えば条例改正やいじめ防止基本方針の作成といった関連する業務の状況によって業務の内容、割合が変わってまいります。

次に、具体的に通報や相談などに要した日数、時間ということでございますが、専門委員会では案件ごとに日数や時間のデータはとっておらずに、案件に対応する全体についておおむねの時間数を把握しております。通常のいじめ相談の場合は平均3カ月くらいの期間がかかっておりまして、その間に子供本人や保護者、学校との間で面接がそれぞれ5回程度、1回当たり1時間から2時間くらい、電話での連絡や相談がそれぞれ10回程度、1回当たり10分から60分程度でございます。短いケースでは、例えば匿名での電話相談などがありますけれども、15分から30分くらいの1回の相談で終わることもあります。また、ケースによって対応が異なってまいります、一旦相談が終了した後でも、必要に応じて、2カ月に1回学校訪問しておりますので、そうした際に状況を確認したり、あるいは本人や保護者との電話での連絡をとったりすることもございます。以上です。

○委員（富田牧子君） いじめは国で法律も通って、それで国からお金が出るようになったと思うんですけど、ここには100万円というふうに書いてありますけど、結局のところ、国からお金が出ても、予算は減らずにもらった分だけふえているという構図になっていると思うんですけど、この100万円の中身について説明してください。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） 国からの補助金は、いじめ防止専門委員会の委員に関する経費、例えば報酬など、それと事務局の期間業務職員の経費などを対象とされております。以上です。

○委員（富田牧子君） そうすると、ふえた分は、この間の説明では、パンフレットの改定とか印刷とか、そういうことだったと思うんですけど、それでいいですか。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） 経費としてふえておりますのは、パンフレットの改定などによる経費が昨年比べてふえております。

○委員（富田牧子君） ついでにもう1つ伺いますけど、このいじめ防止専門委員会特別

顧問委託料の150万円ですね。いつまでこの顧問をやっていただくのか。大変お忙しい先生でいらして、日本全国で飛び回ってみえると思いますけど、可児市になかなかもう来てもらえないんじゃないかと思うんですけど、いつまで顧問料をお払いすることになっているんでしょうか。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） 特別顧問の尾木直樹氏との委託契約については、単年度で行っております。いつまでという取り決めはしておりませんが、これまで学校訪問などをして、子供たち自身がいじめ防止について考え、行動する機運を高めるような効果があったというふうに判断しております。現在、可児市の公立学校の中で、まだ小学校については4校しか行っておりませんので、そういった学校に来てほしいという声も現状としては来ております。予算的には、まず平成26年度の単年度で委託はお願いしたいというふうには考えておりましたが、その先は何も決まっておらないという状況です。以上です。

○委員（富田牧子君） ついでにお伺いしますが、昨年度は何日、可児市に来ていただきましたでしょうか。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） 可児市には2日間です。

○委員（山口正博君） 平成25年度で結構でございますが、そのいじめ防止専門委員会に付託と申しますか、そこにかけなければならない事案の件数と、それ以前に解決した事案の数がわかれば教えてください。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） 専門委員会には、全てのケースについて報告をしております。その中で、特別詳しく、案件について個別に協議をしていただくものも何件かあります。以上です。

○委員（板津博之君） 関連ですが、3月1日から子ども専用フリーダイヤルを設置されておりますが、現在まで、フリーダイヤルのほうに来た件数と、大人用相談電話にかかってきた件数を教えてください。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） フリーダイヤルと大人用の専用電話、同じ電話にかかってきておまして、件数についてはちょっと把握をしておりません。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

23番から25番まで共通していると思いますので、あわせてお願いいたします。

○委員（富田牧子君） 44ページの旅券発給事務経費です。

現在、まだ6月末までは臨時職員でやると思うんですけど、現在の臨時職員の賃金は幾らか。新たに委託される業務の1カ月当たりの委託料と、派遣される人数についてお伺いいたします。

○委員（山口正博君） 平成25年度の現時点での旅券発給申請は何件ありましたか、月別に教えてください。

○委員（山根一男君） 同じく、旅券発給事務経費です。

窓口業務委託料474万2,000円について、どのような委託内容（人員・仕事量・指示形態等）となるか。費用対効果はどのようなものでしょうか。お願いします。

○市民課長（豊吉常晃君） 順次お答えします。

現在、旅券の申請に携わる臨時職員は3名おりまして、1名は週5日勤務、2名は週3日勤務です。週5日のフルタイム勤務につきましては、月額で12万7,600円の賃金でございます。2名の週3日勤務に対しましては、日額で6,300円の賃金で、日数分の支給ということになります。予算額につきましては、そのほか交通費、時間外勤務手当等を見込んだ額になってございます。

新たに委託される業務の委託料でございますが、ことしの7月からの9カ月分を計上しておりまして、1カ月当たりになりますと52万6,860円でございます。

委託業務に携わる従事者数でございますが、契約の仕様書の中で、業務内容に精通した従事者の配置や窓口の混雑状況に応じて適切な人員体制を確保するというような思いでございまして、事業者みずからが判断して人員を配置することになってまいります。

次の御質問の月別の旅券の申請件数でございますが、この2月までの月別でお示ししたいと思います。昨年の4月が166件、5月194件、6月177件、7月232件、8月278件、9月178件、10月161件、11月126件、12月178件、それからことしに入ってからですが、1月241件、2月213件ということで、これまでの11カ月分の合計ですと2,144件でございます。

続きまして委託の内容等でございますが、戸籍住民登録事業の諸証明の交付業務等とあわせて業務委託する計画ですが、旅券につきましてはパスポートの申請の受け付け、交付に関する業務になります。人員につきましては、先ほど申しましたように、混雑状況等により事業者が判断して配置することになります。

仕事量といいますか、業務実績から申し上げますと、平成24年度の申請件数、年間で2,743件、交付件数が2,727件で、合わせまして1日当たりになりますと22件という平均の取り扱いでございます。

指示形態につきましてでございますが、市民課事務室に常時配置されます現場責任者によりまして、業務の指示命令を受けて業務を行うということでございます。

効果につきましてですけれども、繁忙期や混雑時に人員を柔軟に配置するなど、民間事業者の創意工夫を生かした業務遂行によりまして、窓口サービスの低下を招くことなく安定した業務ができるものと考えております。以上でございます。

○委員（富田牧子君） すごく不思議なんですけど、人数はわかりませんとおっしゃいながら、1カ月当たり大体52万6,860円になるというふうに一応計算をされる、その根拠は、やっぱり人数なしにできるものなのか、すごく不思議なんですけど、そこら辺はいかがですか。

○市民課長（豊吉常晃君） 積算につきましては、現在の仕事量、または取扱状況に応じまして積算してございますけれども、想定して今の人数で換算して計算してございますが、事業実績のあります他の自治体で従事している事業者の見積もりを数社とりまして、参考にしておるところでございます。

○委員（山根一男君） 今の説明の中で、現場監督といいますか、誰かいらっしゃるみたいですが、その方は市民課と両方の窓口なんでしょうけれども、その方は、指示系統だけその人から全部発するということであって、その人は公務というか、市の仕事はしないんでしょうか。どういう役割になるんでしょうか。

○市民課長（豊吉常晃君） 事業者の従事者とは直接市と指揮命令はできないものでございますので、現場責任者と市とは、常時連携を保ちつつでございますが、その従事者に対しましてはその現場責任者が業務を把握し、業務を遂行していくものでございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは、次の質疑に移ります。

○委員（山根一男君） 概要の46ページです。

先ほどと近いところですが、戸籍住民登録事業につきまして、臨時職員8人の賃金は、前年度は1,327万8,000円でありました。今回の窓口業務委託料は約1,991万円となっておりますが、そのメリットはあるんでしょうか。

また、戸籍システム機器・ソフト使用料1,002万8,000円について、その内容や運用実績について説明していただきたいと思います。

○市民課長（豊吉常晃君） 臨時職員の委託への移行でございますが、先ほど申し上げましたように、窓口サービスの維持・向上ができること、また正職員におきましても、臨時職員の労務管理や教育・研修に対する事務の軽減につながり、本来の業務に傾注することができるメリットがあるものと考えております。

戸籍システムにつきましては、平成15年2月に電算化に移行しまして、それまで和文タイプで記載していたものを改め、事務の効率化を高め、正確性の向上を図ったものでございます。

運用につきましては、出生や婚姻、死亡など戸籍の届け出として、平成24年度の実績におきまして4,707件の処理をしたということで、そういう入力作業をシステムを使って活用したということでございます。また、戸籍の謄・抄本等の発行で、年間2万2,000件余りの発行をシステムを活用して行ったところでございます。

戸籍電算システムの機器使用料につきましては、5年ごとに更新しているリース機器の使用料でございます。こちらは入札に基づきまして事業者を決定してございます。

また、ソフトの使用料につきましては、リースした機器に使用するソフトウェアの使用権の許諾料でございます。以上です。

○委員（山根一男君） 確認しますけれども、要は窓口委託することによって、金額は上がるけれども、その分指導したりする部分が差し引かれるのでメリットがあるということでしょうか。

○市民課長（豊吉常晃君） 現在、臨時職員によりまして、3年間という任期満了によりまして、いろいろ入れかわりも含めて対応をしておるところでございますが、そういった面の解

消も含めて、市民サービスの維持・向上を図るというメリットとあわせて、正規職員の負担も、そういった部分からまた本来の業務に携わることができるという双方のメリットがあるものと考えております。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

○委員（小川富貴君） またかと思われていらっしゃる方も多いかと思いますけれども、毎年やっております。61ページ、環境課、環境衛生事業です。

これは特定財源です、全てが。毎年、一般財源からの内訳を見るとゼロというのが続いています。要するに、事業は一般財源を一銭も使わない。市として、この事業に取り組む意思がゼロなのかなあというふうに感じております。特定財源が畜犬手数料であるので、動物の愛護及び管理に関する法律の多様な周知活動が求められる。今本当に動物の愛護及び管理に関する法律、改正してきました。その法の精神等も含めて、もう少し、ゼロではなくて、市としての事業展開があってもよかろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○環境課長（高野志郎君） 環境衛生事業費につきましては、新年度予算につきましても例年同様の予算で執行させていただきたいと考えております。

中身につきましては、犬の鑑札プレート等の消耗品、それから狂犬病予防注射の案内はがきと同時に集合予防注射の実施、また犬の登録事務、それと愛犬のしつけ方教室の開催ということで、例年同様な事務を今年度させていただきたいと考えております。

今の小川委員の、動物の愛護及び管理に関する法律の改正に基づく周知方法というお話をいただきましたけれども、これについても先ほど、実は先週の土曜日にしつけ方教室というのを行いまして、その中にも動物の愛護及び管理に関する法律の改正法の趣旨も説明をさせていただきましたまして、約70名の犬の飼い主の方が参加していただきまして、そのときに改正法の周知をしていただき、改正のポイントを述べさせていただきましたし、また4月から8日間で、39カ所で集合の予防注射をするわけなんですけれども、そのときにも今度の改正のポイントのパンフレットをお配りして、周知をさせていただきたいと考えております。これについては、予算を伴うようなものはないんですけれども、そういったことでやらせていただきたいと考えております。

今回の改正法のポイントは、終生飼養ということで、飼い主が動物を、犬が中心なんですよけれども、命を終えるまで飼養する義務があるというのが明確になったというのが一番の大きなポイントだというふうに考えておりまして、そこら辺のPRをいかにしていくかということで、先ほどのそういった場所で周知をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（小川富貴君） 特定財源で、お金をとっていらっしゃるわけですが、何頭、とりあえず特定財源になるだけの対象の犬がいるのか。およそ狂犬病注射に参加される犬がどのくらいいるのか、数字を簡単に紹介してください。

○環境課長（高野志郎君） 現在、7,559頭が登録されております。その全員の飼い主の方に案内文書を出ささせていただきますして、先ほど言いました集団でやる、昨年の実績でいきますと1,300頭ぐらいが集合の注射で打たれております。あとはそれぞれの病院で注射をされてみえます。以上です。

○委員（小川富貴君） 昨今、この注射を打たれる方が少しずつ減っているという状況についても、やっぱり周知していかなきゃいけないところだと思いますし、少なくとも一回のしつけ教室じゃなくして、この39カ所でやられる、1,300頭が来るせっきくのチャンスですから、こういうときでも何か周知できるような、教室と言うまでもなく、周知できる方法を考えてやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○環境課長（高野志郎君） 集合注射の会場に来ていただければわかるんでしょうけれども、かなり混雑しまして、犬同士の確保と、けんかするということですね、いろんなことをやりながらやっていますので、それもそれぞれの方は短時間でやってほしいということですので、一応パンフレットをお配りしながら、そういったことで周知をさせていただきたいと思っております。

それから、狂犬病の注射につきましては4月から6月に行うのが法律で取り決められておりました、それ以外のやってみえない方につきましては督促状を出させていただきますして、少しでもやってくださいということをお願いをさせていただいておるところであります。

○委員（小川富貴君） 歩いていますと、塀の中から物すごいほえ立ててくる犬なんかいるんです。要はしつけができていないんです。それで、大勢集まったときにワンワンほえ立てたり、鳴いたり、どうのこうの收拾がつかないということも、いわゆるしつけができていないということなんです。だからこそ、しつけをするいろいろな考えがあるんです、それに対して。

だから、そういうことに知恵を絞る、特定財源でお金をいただいているものでやっているんだという認識を持って、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかにはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

○委員（小川富貴君） 続きまして、64ページ、個別排水処理施設管理事業です。

過去、合併浄化槽設置総戸数と、現行、管理を市が請け負ってやっていたらわかるわけですが、管理戸数の割合はどの程度でございましょうか。そのメリットないしは問題点があったら、あわせて紹介していただきながら、今後の展開の計画をお示してください。

○下水道課長（村瀬良造君） では、今の御質問にお答えさせていただきます。

まず個別排水処理施設管理事業といいますのは、下水道計画区域外において合併浄化槽を使用している方を対象としておりまして、現在は49件の利用がございます。そして、市内には、少し古いデータなんですけど、平成24年度末で830基の合併処理浄化槽がございますので、

市内の合併処理浄化槽の利用者のうち約6%がこの制度を利用されております。

また、今後の事業展開ということになります。この事業につきまして、繰り返しますが、合併浄化槽を利用されている方が浄化槽を市に帰属し、下水道利用者と同等の費用負担をしていただくことで、市がこの合併浄化槽を維持管理、補修をしていくという制度でございます。そういった関係で、この制度ですと、当然のことなんですが、処理水量、すなわち水道使用量が多い家庭につきましては当然維持管理費、使用料というのがふえてまいりますので、この制度に加入する、しないで、人によってそれぞれ損得が分かれるということがございます。ですから、今後の展開という形を考えますと、それほどこの制度の利用者がふえていかないのではないかなあというふうに考えております。

端的に申しますと、同じ合併処理浄化槽の最低単位が5人槽ということになっておりますが、5人槽ですと、使用水量が多かろうと少なかろうと大体年間の維持費は一緒なものですから、老人世帯とか少人数世帯ですと使用量が少ないものですから、この制度に加入していただければ当然安価に、得になるということになります。それ以外ですと余りメリットがないということもございますので、この事業につきまして、今後大きく伸びるとかそういったことはないというふうに考えております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

○委員（山口正博君） 同じページの合併浄化槽設置整備事業についてです。

合併処理浄化槽設置事業補助金は何カ所分ですか。

また、公共下水道事業区域、農業集落排水事業区域、特別環境保全公共下水道事業区域外のうち、農業振興地域内に何件、その他の地域に何件の予定にて予算化されておりますか、教えてください。

○下水道課長（村瀬良造君） 現在といいますか、平成26年度の予算では、16基の合併浄化槽に対して補助金を交付するという予算を組ませていただいております。

そして計画なんです。この事業につきましては国の循環型社会形成推進交付金事業というものでございまして、国の承認を受けて実施計画を策定し、実施しております。現在の実施計画では、平成23年度から平成28年度までの6年間で96基の合併浄化槽の設置に対して補助をするというような計画で進めております。そして、平成26年度はその中で16基という形で位置づけられております。

先ほど申されました農業振興地域に対してどうかという御質問なんです。この16基にしましては、農業振興地域、あるいはそのほかの地域というような区分けは特に設けておりません。年間で16基という計画があるだけでございます。以上です。

○委員（山口正博君） それでは、平成25年度の実績として、この部分の農業振興地域内に何件、その他に何件と、わかれば教えてください。

○下水道課長（村瀬良造君） 現時点で平成25年度のデータは持ち合わせておりませんが、た

だこの御質問に関しまして、これまでの経過を調べてみましたところ、全体では224件設置しておりまして、そのうちの75件が農振農用地に設置されたものでございます。平成25年度につきましては、申しわけありません、まだちょっと把握しておりません。個別に把握した数字を今持ち合わせておりませんので、申しわけありません。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

○委員（板津博之君） ページ変わりました72ページ、道路維持事業で、道路ストック総点検調査、委託料です。これが6,310万円ですが、調査の項目は多岐にわたっているが、委託先は1社なのか。また、委託先はどのように選定しておられますか。

○土木課長（丹羽克爾君） お答えいたします。

道路ストック総点検調査の内訳でございますけれども、横断歩道橋耐震調査、それから道路施設、これは主に道路照明灯とか大型の案内板でございますが、こういったものの調査、トンネルの調査、道路のり面・土工構造物の調査、舗装構造調査の5項目でございます、それぞれの項目ごとに委託契約を締結する予定でございます。

調査設計の委託先の選定につきましては、可児市契約規則等に基づきまして、業務内容や設計金額に応じまして適正な委託工法を選定いたしまして、指名競争入札などにより公正に決定しております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

○委員（板津博之君） 74ページになりますが、交通安全施設整備事業。

通学路安全対策事業工事費は、毎年500万円の予算額となっているのはなぜか。

また、小・中学校から上がってくる要望はどのように反映されておりますでしょうか。お願いいたします。

○土木課長（丹羽克爾君） 予算額の500万円の算定根拠でございますけれども、一般的な通学路対策といたしまして用いられております外側線、これは白線でございますが、そういったものですとかカラー舗装、路面標示等と交差点区域へのガードパイプを設置するなどを前提として計上させていただいております。具体的には、カラー舗装ですと400メートル分、あわせてガードパイプ100メートル分ほどが想定されます。

なお、道路改良を伴います通学路整備につきましては、これとは別に算定いたしております、平成26年度も市道18号線、これは下恵土地内でございますが、こうした改良に1,200万円、別途計上をさせていただいております。

小学校からの要望箇所につきましては、2月13日に教育委員会、警察、それから道路管理者の合同点検に土木課も参加いたしまして実施しております。あと、自治会等からの要望箇所もあわせまして、実施箇所を検討して対応を進めてまいりたいというふうに考えておりま

す。以上でございます。

○委員（小川富貴君） 道路交通法が改正されて、自転車事故、自転車の問題等も出てきているんですけども、そこら辺に対応できているんでしょうか。

○土木課長（丹羽克爾君） いわゆる通学路と申しますのは、小学生が対象でございます。小学生、自転車で通行はございませんけれども、当然錯綜するところもございますので、そういったところにつきましても、こういった対策の中でできるものをまず進めていくと。ハード的につきましても当然必要ではあるかと思っておりますけれども、順次、用地買収等も必要になると思っておりますので、優先順位を決めて対策等は実施してまいりたいと考えております。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

○委員（山口正博君） 資料ナンバー3、76ページの上下水道料金課の他会計繰出金について質問します。

公共下水道事業会計への繰出金14億2,095万円の全てが公債費に充てられている状況です。本来、事業費に充てるための受益者負担金があり、事業区域内の土地面積に対し、可児市の場合、1平方メートル当たり500円が賦課されることとなっております。事業区域内の農地については、その猶予がなされたままであります。現時点での受益者負担金の猶予金額及び徴収可能額を教えてください。

○上下水道料金課長（可児芳男君） 受益者負担金の賦課につきましては、現在の電算システムの中で賦課した年度と受益者単位で管理しております。現在のシステムの中では受益者負担金の猶予金額とか徴収金額等集計することができませんので、現時点でお示しすることはできません。まことに申しわけありませんが、御了承をお願いしたいと思います。

ただし、現在、平成26年度に市のほうの総合行政情報システムの導入を検討しております。その中で算出できるようにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員（山口正博君） そういうことであれば金額はわからないということなんですが、多分相当な金額があるのではないかなあというふうに想像されます。それで、公債費の償還期間があると思いますが、償還期間に合わせて徴収すれば、この14億2,095万円もかなり減らして、ほかのところに予算が回せるのではないかと思います。そのようなお考えは今のところおありでしょうか、どうでしょうか。

○上下水道料金課長（可児芳男君） 猶予中の農地からも徴収できないかという御質問というふうに受け取りますが、土地に受益が生ずるといふ受益者負担の考え方から申し上げますと、農地のままで下水道の利用が行われていない土地から負担金を徴収するという事は、非常に難しいのではないかと考えます。農地である限り、下水道は利用することはないので、受益者とはならないと。したがって、農地でなくなるまでの期間、賦課を猶予すべきであるというふうに考えております。

県内の自治体等もちょっと調査をいたしました。ほとんどの自治体に対して、農地に関して賦課猶予の措置をとっている状況がございます。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） ちょっと関連で、農地ではなくて、豚を飼っておった敷地内からも、下水道施設に関しての平米当たり500円を取った実例がありますが、最近は対応を変えたということですか。農用地、畜産等含めて広義の農業ですが、土田でそういう事例があつて、養豚場の処理污水はまた別途、規定に基づいて、県の許可をとって処理されていたわけだけど、可児市の公共下水道関係が土田で布設されたときに、課税されて取られたという実例がありますが、それとの関係では、これはどうなります。

○上下水道料金課長（可児芳男君） ちょっと今事実関係について承知しておりませんので、大変申しわけないですが、ただ猶予の対象といたしまして、受益者負担金等徴収条例の施行規則の中に、土地の状況が田、畑、山林、原野、湖沼、その他将来建物を建てる予定がないと市長が認める土地に関してある場合に猶予するという関係になっておりますので、大変ちょっとお答えになりませんが、ちょっと今事実関係が確認とれておりませんので、申しわけありません。

○委員（山口正博君） 今御説明の中で、将来建てることがないということなんですが、当然農振農用区域はこの事業区域内に入っていないと思うんですが、農地転用をすればできる畑、田んぼというのはいっぱいあるんですけど、それも結局将来において建てないという解釈のもとで猶予されておるのでしょうか。

○上下水道料金課長（可児芳男君） 実務的な話にもなりますが、一応公共下水道に流入させるまでの期間というふうに施行規則のほうにもなっておりますので、いわゆる実際排水計画が出てきた時点でそこをきちっと精査して対応していくということになっております。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは、次の質疑に移ります。

○委員（山口正博君） 続きまして、77ページをお願いします。

運動公園整備事業でございます。

看板等設置工事費2,000万円について、何カ所、どこに設置予定か、わかれば教えてください。

また、市有地でなければ借地になる可能性があります。その地代についてはどのくらい必要で、どこに予算計上されていますか、教えてください。

○都市整備課長（奥村健示君） お答えします。

運動公園への案内標識を坂戸地内に4基、今渡地内に1基、また運動公園内の既存施設に、公園施設案内サインを7基設置する予定をしております。

案内標識につきましては、道路敷地内に設置する計画でありまして、県道の敷地では無償でお借りすることになるため、借地料は計上しておりません。以上でございます。

○委員（山口正博君） 道路敷地内に設置ということなんですが、それは全て整備された歩道

のあるような道路ばかりでしょうか。

○都市整備課長（奥村健示君） 歩道と車道の境界のところに立てることになります。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

○委員（板津博之君） 同じところで、運動公園整備事業でございますが、周辺施設整備工事費1,200万円の内訳は。

また、駐車場用地の検討は今年度予算に反映されておりますでしょうか。教えてください。

○都市整備課長（奥村健示君） お尋ねいただきました周辺整備工事としまして、平成20年度から公園整備の工事を行ったわけですが、下流にあります滝ヶ洞ため池へ工事区域内から土砂が流入したという状況もございまして、その流入した土砂を取り除くしゅんせつ工事を予定しております。

あと、駐車場用地につきましては、現在、県と用地取得について協議を継続中でありまして、来年度予算で整備計画の予算は見込んでおりません。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

○委員（野呂和久君） 78ページです。住宅・建築物安全ストック形成事業です。

耐震啓発業務は、主に訪問による啓発活動と認識していますが、耐震診断を実際見てもらうことも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○建築指導課長（三好英隆君） この事業につきましては、平成21年度から、昭和56年以前の木造住宅が多くある団地に対してローラー作戦を実施しておる事業でございます。約5年間で1,700件の訪問、またはポスティングを実施した事業でございます。診断業務は、床下、屋根裏等を確認して、おおむね半日かけて現地調査し、報告をまとめる診断でございます。個人の家での作業となり、多くの方が、個人の家に入られるのはなかなかその家の御理解が得られないと思います。啓発につきましては、引き続きローラー作戦を実施しながら、県と連携して啓発活動を行いたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

○委員（川合敏己君） 91ページをお願いします。スポーツ推進委員活動経費です。

スポーツ普及員は、124名ほどおりますけれども、地域のスポーツ普及活動や行事の協力をいただいているが、新年度ではユニホーム等消耗品費が計上されていない。どうしたのか、御説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） お答えいたします。

地域のスポーツ振興を担っていただいておりますスポーツ普及員の方々は、2年の任期で、

更新ごとにユニホームを購入してまいりました。今年度、事業評価市民委員会より、スポーツ普及員のユニホームを廃止すべきといった改善の御意見もいただいたところでございます。

そうした中、各地域、全てではございませんが一部の地域の状況や県内21市の状況等を調査させていただきました。スポーツ普及員のユニホームにつきましては、地域での利用はまちまちでございますけれども、月に3回、年間36回ほど利用してみえるところもあれば、年間10回程度の利用というところもございました。利用につきましては、各地域さまざまというところでございます。

また、スポーツ普及員のユニホームを支給している市は県内の21市の中では可児市以外はございませんでした。

そうした中、今の地域の利用状況や他市の状況を踏まえた中で、活動が地域に限られるスポーツ普及員のユニホームにつきましては、統一したものは必要ないということから廃止とさせていただきます。以上でございます。

○委員（川合敏己君） 可児市の実態は、100%把握された上でのことではないということですね。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） スポーツ普及員124名全てに聞いたわけではございませんので、そういう意味では把握ということではございませんが、いずれにしても、地域の活動に限られるというところから判断をさせていただきました。

○委員（川合敏己君） 月々の謝礼が多少ありますけれども、一気になくしてしまうと、本当に自治連合会や公民館等で行うイベントでの協力を結構やっていた方が多いものですから、支給をするというわけではなくて、民生児童委員であればオレンジのパーカーみたいなのがありますし、そういった形でレンタルといいますか、お貸しするような形で、終われば回収してまた支給するというような形をとられたほうがよかったのかなあというふうには思いますけれども、そういった考え方というのはございましたか。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 今、川合委員から御指摘がございましたように、一気になくすということに対してはかなり反発もあると思います。

その点で、今私どものほうで考えておりますのは、昨年度、ぎふ清流国体を行いましたときのベストが若干残っておりまして、確かに地域で活動してみえるときに、一般の参加者と指導者ということが区別がつかないということもございますので、そのベストのほうがありますので、そちらをお貸しするというような形で今考えておる状況でございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

○委員（小川富貴君） ページ111の下水道管理費のほうの質問です。

地方公営企業法適用支援の委託先は、どういったところでしょうか。委託で期待されるところの内容はどういうものでございましょうか。お尋ねいたします。

○上下水道料金課長（可児芳男君） お答えします。

地方公営企業法適用の支援業務ということで委託先を考えているわけですが、実際には平成26年度に入ってから業者選定をしていく予定でございまして、その選定方法につきましては現在検討中でございます。ちなみに、こういった対応につきまして、水道関係とか、あるいは会計担当のコンサルタントの会社からの営業等がございますので、そういったところもお話を聞きながら、順次進めていくことになるかと思っております。

また、委託で期待することということでございますけれども、実際は平成29年度からの移行を目指しまして、来年度から3年かけて準備するわけですが、特に今年度から始める作業ということで、固定資産の調査と評価という質・量とも非常に大きい作業がございます。これは恐らく3年かけてやる作業になるかと思っておりますが、実際は事業費とか工事関連の情報関係を整理しまして、資産調査をしたり、あるいは整理をして取得価格を算定したり、帳簿価格とか減価償却費を算出して資産台帳を作成したりするというようなことで、そのほかにも幾つか業務がありますが、最も期間と労力を要する業務の支援を受けることになると考えております。

こうした移行までの限定的な業務でございまして、私どもとしては委託することで、移行手続の支援業務を行った経験を持つところの業者の技術的支援を初め、経験とかノウハウを活用することで効率的に行っていくというふうに考えております。例えば、現存する下水道事業に来る、今申し上げました固定資産の調査、あるいは今後もありますけれども、官庁会計から企業会計へ移行する業務の内容等でございます。

また、法適用の移行業務は広範囲で、業務量も非常に増大しておりまして、委託することにより、質的にも量的にも職員の過重負荷の軽減を図ることができまして、人員的にも厳しい職員数の中で、限られた職員で事務が行っていくというふうに考えております。以上です。

○委員（小川富貴君） 今度は下水道の施設費です。

長寿命化計画策定委託の詳細な説明を求めます。

○下水道課長（村瀬良造君） 長寿命化計画なんですけど、これは国土交通省が所管する下水道長寿命化支援制度というのがございまして、老朽管路の事故発生や下水道の機能停止を未然に防止し、限られた財源の中でライフサイクルコストを最小化する計画的な改善というのを目的として、平成20年度に創設されました。

なお、そしてこの事業の採択を受けるためには、長寿命化計画というものを策定いたしまして、施設の健全度とか費用対効果等を検証することが必須となっております。今回、平成26年度の予算に計上させていただきました長寿命化計画の予算と申しますのは、まさにこの補助事業の採択を受けるための長寿命化計画策定の費用ということでございます。

そして、現在可児市が所有しております下水道施設なんですけど、これにつきましては、管渠617キロメートル、マンホール2万500基、そしてマンホールポンプが107基、主なものでもこれだけございます。そのほかに処理場が4カ所、今あるわけなんですけど、これらの資産

を適正に管理し、長寿命化を図るということを進めていくわけなんですけど、まず国が考えております長寿命化計画と申しますのは、補助事業としましてはおおむね5年をワンスパンとしております。そして、平成26年度に策定します計画も、平成26年度以降、5年間をめぐり健全化する計画を立てていくというものでございまして、現在のところ考えておりますのが、既に耐用年数が大幅に過ぎておりますマンホールふた、それからマンホールポンプ107基。マンホールポンプの中に緑ヶ丘団地全体を一気に送水するようなポンプもございまして、非常に影響が大きいということもございまして、そういったものを適正に管理していかないと下水道の機能がダウンするというような状態も考えられますので、こういったものを中心にいたしまして、平成26年度以降5カ年の長寿命化計画を立てていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員（小川富貴君） 管理費のほうで聞いた委託業務が非常に多い、職員の負担の軽減、そして施設費のほうでも、補助金を得るための詳細な設計のための必要な情報を収集、本当に重要なところであるというふうに思いますけれど、ここら辺の把握というのは、ある意味行政の、例えば固定資産の調査というものも大変なんでしょうけれども、資料のもともとは行政にあるものであるというふうに思うんです。

退職された部長など、今までお話ししたところで大変勉強をされている方等もお見えになったように思います。そういった方たちのお力をかりて、できるところはみずからがやって、少しでも予算を減らすというような検討はされたのでしょうか。

○下水道課長（村瀬良造君） 今後発注するものにつきましても、全てが業者任せということではなしに、私どもがやれることはやりたいというふうに考えてはおりますが、いかんせん専門的な知識が必要だという部分が非常に多いものですから、どうしてもこういう業者に対して業務を委託せざるを得ないというところもございまして。以上でございます。

○委員（小川富貴君） その件についてはもう結構です。

次に、長寿命計画策定のところで、耐震化対応はどの程度進めようとする意思を、この計画の中に反映されようとしているのでしょうか。

○下水道課長（村瀬良造君） 今お話にありました耐震計画なんですけど、当然耐震化も検討していかなければならないことと考えてございまして、特に官渠で言いますと重要官渠、緊急層路に、下に入っておりますところとか、あるいは非常に流量が多いというところ、そういったところにつきましては耐震化を別の形で進めていきたいというふうに考えてございまして、これまでも耐震ということにつきましてはいろいろと検討をさせていただいております。平成25年度につきましても一部検討させていただいておりますが、それでおおむね言えますことは、現在使われております管路、マンホール等につきましては、検討の結果なんですけれども、ほぼ耐震性能はあるというふうに理解してございまして、重点的に進めるべきは重要幹線というふうに考えております。

○委員（小川富貴君） ほぼ耐震性能があるということは、レベル2、レベル1であるという理解でよろしいでしょうか。

○下水道課長（村瀬良造君） 全ての路線に対して検討したわけではないのですが、可児市の中で液状化の地図が出されておりますが、その中で一番液状化を起こしやすいとされておりました石井のあたりの土質と、そこに入っております幹線管路の構造物につきまして、部分的に、後追いなんですけど検証をしたことがございます。それにつきましては、レベル1、レベル2についても大丈夫というような検討結果は出ております。

ただ、申しわけありませんが、ポイント的にやっただけですと、全部の管について調べているわけではないですので、確かかと申されますと、その部分にちょっと不安は残ります。

ただ、もう1つ、使用しております管渠の材料なんですけど、これにつきましては基本的にレベル1、レベル2に対応する材料となっております。リブパイプを今主流で使っておりますが、これにつきましては抜けとか曲がりとか、そういったものについて十分な性能を有しているという結果をいただいております。

○委員（山口正博君） 長寿命化計画策定に関連で質問します。

先ほど質問したように、下水道整備をされておっても利用されていない、もしくは利用していても少数であると。そういうところを今後の策定、もしくはファシリティーマネジメントの部分で、検討に入れていかれるようなお考えはあるのでしょうか。

○下水道課長（村瀬良造君） 長寿命化計画ということに関して言いますと、既存の下水道施設をいかに長もちをさせるかという計画ですので、ただその中でも、やみくもに全ての施設に対して進めていくというわけではございません。当然、緊急性とか重要度とかそういったものが、どこを選択するかという基準になってまいりますので、そういった意味で、使われていない管路とかそういったものについては非常に整備の順位がおくれてくるとは思いますが、これを撤去するとか、廃止するとか、そういったことは長寿命化計画の中では進める計画はございません。

○委員長（伊藤 壽君） 以上、下水道管理費と下水道施設費に関して、ほかにはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

○委員（山口正博君） 資料ナンバー3の111ページ、雨水対策事業でございます。

登記関連業務委託料450万円の内訳について、どこへ何を委託するのかを教えてください。

○土木課長（丹羽克爾君） お答えいたします。

まず委託先でございますけれども、岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託する予定でございます。

委託の内容でございますが、まず1点目といたしまして、平成26年度に実施を予定しております中恵土第4雨水幹線の境界を確定する業務、おおむねこれは延長250メートルの両側でございます。

あと平成25年度に実施しております土田今渡雨水支線の境界の復旧をする業務でございます。これは延長500メートルで両側でございます。これは特殊な条件といたしまして、名鉄

に近接するということで、安全対策ですとか、大きなコンクリートくいを復旧するというような要素がございます。

3点目でございますが、平成27年度に施行を予定しております今渡地内の東住吉の雨水支線の境界確定等もこの中でやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（山口正博君） 基本的に測量が伴う工事については、工事以外でこのように予算計上をこれからもされていくんでしょうか。

○土木課長（丹羽克爾君） 近年、土地等に関する権利意識も高くなっておりまして、専門性も高いということでございますので、工事の中で復旧ということは今はやっておりませんし、今後も考えておりません。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

○委員（山口正博君） 資料ナンバー3の118ページでございます。

区画整理事業。区画道路補修工事費について、どのような理由により、どの程度の補修が必要かを教えてください。

○都市整備課長（奥村健示君） お答えします。

理由につきましては、平成26年度に、可児駅前大橋の西にあります交差点に県の公安委員会によりまして信号を設置することになり、交通誘導のために交差点周辺に設置してありましたポストコーン、それから交差点びょう、これは道路面に設置してある、夜になるとびかびか光るものですが、それとバリケードなどの撤去を行う費用として計上しております。

あと区画整理地内、長いことかかっておりますので、舗装についても最初に施行したところは10年ほど経過しておりまして、傷んでおるところがございますので、そういうところの舗装を、あと仮設の駅前ロータリーの舗装補修を予定しております。以上です。

○委員（山口正博君） 長年たって道路が傷んでおるところがあると思えますけれども、それは民地のほうのいろんな大きな工事で、重機によって破損したものではないですね。その確認をさせてください。

○都市整備課長（奥村健示君） そういう場合については、発見した場合に補修のお願いをしておりますので、自然利用によって破損したというふうに理解しております。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

○副委員長（伊藤英生君） 125ページの減価償却費について。みなし償却制度の廃止により、補助金等の対応関係を過去にさかのぼって把握する際に判明した捕捉し切れない部分についての説明をお願いいたします。

○上下水道料金課長（可児芳男君） お答えします。

地方公営企業会計制度の見直しによりまして、みなし償却制度が廃止されました。これと

ともに、資産の取得などの財源として交付されました補助金とか負担金などにつきましては資産と関連づけしまして、その資産の耐用年数に応じて、長期前受け金ということで収益化することになりました。

ただし、この移行処理につきましては現存する資産についてのみ行うことになっておりまして、関連づけができない財源につきましてはそのまま資本剰余金に残すこととなります。

御質問にございます固定資産と関連づけができない財源につきましては、予算書の310ページの資本剰余金のほうに2,642万8,000円ということで計上してございます。

国庫補助金につきましては、昭和52年度の収入でございますけれども、これは川合の浄水場を整備するための国庫補助金であると思われまして、しかし、御存じのように県水を100%受水することになった際に、県のほうへ浄水施設を移管しておりますので、関連づけ、相手となる固定資産が存在しないため、資本剰余金のまま残っているという状況でございます。

次に、受贈財産評価額につきましては、昭和42年度160万5,000円、昭和43年度では1,216万4,000円、昭和44年度では……。ちょっと確認します。

それから、昭和51年度に478万8,000円というふうにございまして、こちらは固定資産の詳細な内容が不明でございまして、関連づけが不可能で資本剰余金のままに残しておること、その処分につきましては今後検討していきたいというふうに考えております。

昭和44年度の金額についてはちょっと確認をいたしますので、また後で御返事したいと思います。済みません。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

○上下水道料金課長（可児芳男君） ちょっと別件でございまして、先ほど32番で山口委員の御質問に関連いたしまして、伊藤委員のほうから土田地区の賦課の事案につきまして、私、承知していないという不適切な発言をいたしました、大変無責任な発言でございまして、ちょっと思い出せなくてお答えできませんでしたので、また確認しておきたいと思っております。どうぞ御了承いただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。済みません。申しわけありませんでした。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

○委員（酒井正司君） 同じ資料、126ページの改良事業費でございます。

鳩吹台・虹ヶ丘配水ブロック統合整備工事によるメリットと、廃止施設と同じく、その土地の扱いについてお聞かせください。

○水道課長（田中正規君） それでは、お答えいたします。

統合整備工事のメリットですけれども、安全性と経済性の2つでございます。

安全性につきましては、耐震性が劣る鳩吹台配水池を廃止することで地震による配水池損壊の危険を解消できますとともに、耐震性のある虹ヶ丘配水池から給水しますので、地震時の給水体制を強化することができます。

経済性につきましては、配水池の集約により施設更新に伴う減価償却費や運転経費が削減できますので、中・長期にわたり水道事業の安定的な経営に役立ちます。

次に、統廃合後の施設と土地の扱いですけれども、配水池の本体管理棟などの施設は解体・撤去して更地にいたします。現時点におきましては跡地利用の具体的な計画はございませんけれども、事業経営に役立てるため不要な資産となりますので、売却を中心に検討してまいります。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいでしょうか、この件につきまして。

〔挙手する者なし〕

そのほかの質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

質問される方がございましたら、お1人質疑1回につき1問としてください。ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

○水道部長（西田清美君） 申しわけございません。

先ほど可児課長のお答えの中の、受贈財産評価額の昭和44年の金額でございますけれども、109万1,000円でございます。

それから、続きまして伊藤委員の関連につきましては、可児課長からお答えいたします。

○上下水道料金課長（可児芳男君） ただいま部長のほうでお答えした内容について今確認してきただけで、伊藤委員のことについては調べておりませんので、また後でということをお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、執行部の皆さん、お疲れさまでございました。御退席ください。

それでは、さきに予算決算委員会の進め方において皆さんに御提案いたしましたように、本日の予算案の質疑及び審査を通して、今後の予算執行に向けて、可児市議会として執行部に注意を喚起すべき事項、または附帯決議をすることなどについて議論をするために、自由討議の動議がありましたら委員会に諮りたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

○委員（板津博之君） きょうのこの場でもお話し申し上げましたが、先ほども質疑の中で、K-moneyについては皆さん腹におさまっていないんじゃないかと。動議を出させていただきます。

○委員長（伊藤 壽君） ただいま自由討論の動議がございました。この動議に対して賛同する委員の方は見えますか。

〔「はい」の声あり〕

賛同委員が見えますので、ただいまより自由討論を認めます。意見のある方は挙手をして発言をしてください。

○委員（板津博之君） K-moneyについては、所管も多岐にわたっておりますので、地

域振興課だけの問題ではないというか、今回の平成26年度予算の中では一番肝いりというか、モデル事業とはいえ、この運用というよりも制度設計自体にかなり問題があるんじゃないかというふうに、私はきょうの質疑、皆さんの意見を聞いていても思ったわけですが、このままこのK-moneyを通していいのかというか、もうちょっと議論を尽くさないと、ないしは執行部に対して意見を言っていないといけないんじゃないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○委員（小川富貴君） 板津委員は、例えばどの点が一番問題、ないしはこういうところ全般なのか、おおよそどういふところのポイントについて問題を感じていらっしゃいますか。

○委員（板津博之君） 先ほど私も申し上げましたが、例えば住宅リフォーム助成制度にしても、もしくは事業者の、澤野委員からもありましたけれども、今現在協力店が200という数でしかない。また、リフォーム助成も市民の方が、K-moneyでの助成が納得いかないという方もおられるんじゃないかという部分で、支え愛ポイント制度というものがあって、それ自体は私はいいと思うんですが、そこから発展してK-moneyという地域通貨を導入するという部分で、果たしてそれが地域通貨として効果があるか、要は市内で循環を本当にするのかと。例えば、K-money要らないから金融機関に持って行って現金化するという人も出てくるんじゃないかという部分を、私は非常に疑念を抱いているわけなんです、その部分でございます。

○委員（伊藤健二君） どこが問題かという議論があったんだけど、私はこのK-moneyと地域通貨については、個人的意見だけでも、新しい試みとしてチャレンジだと、そこはそれとして評価するという考えなんです。

特に、私は前も別の場で言ったけれども、リフォームについては、リフォーム助成が成り立っていく上での経済原則上の3つの要素がちゃんとあるわけですね。それを踏まえた上でかつ今度はK-moneyに置きかえることでというふうになりました。

これをK-moneyに置きかえることが正しいのか、正しくないのかという議論に分かれる、ちょうど結節点になるわけだけど、実はリフォーム助成それ自体が、県下で見ると今縮小して減ってきておるわけですね。一時期7自治体まで広がったけど、今5自治体ぐらいで、新たにやり始めようというところはごく少ない状態になって、縮小・廃止の方向になってきておるという流れがあります。つまり設計の仕方によって微妙にそれぞれ違うんだけど、可児市のように継続的に行くというのは、都市条件との関係もあるんでしょうけど、今成功しておる例です。だけど、ほかがやめていこうという流れの中で可児市だけが続けるとなれば、それなりの工夫と、もう一段発展させたものが要るだろうという判断が当局者の間にはあって、そこに踏み込んでみようということのようですね。そういう意図については理解したので、まずやってみて、それなりの成果を確認したらいいんじゃないという立場で私は物事を見ています。

という点から、この問題については、やっぱり前へ駒を進めてみてどうだろうということ、選択制の問題が一時期議論になりましたけど、これは同じ土俵の枠の中でK-money

yだけに置きかえるという話ですから、そこははっきりしておかないと市民の側が混乱してしまう。手数料問題がクリアできたということで、そこに金融機関関係が期待をして全面協力するという事なので、その期待度と意思の入れ込みを、今度は市民サイドにどこまでわかってもらえるかという点では、ばさっと変える部分を変えないと、曖昧な選択制で、あっちもいいよ、こっちもできるよというふうには、まず今の時点では無理なんで、今回の取り組みで2年とか3年とかのモデル事業期間を設定していますので、そこを乗り越えてから、次の選択の中に追加される予算の部分でどういう選択が可能かという議論なら成り立つと思います。

そういう意味で、選択制、変える部分をがらっと変えて成果を出すという形については、評価すべき内容ではないかというのが私の考えであります。だから、やってみたらという立場ですけどね。私の意見はそういうことで、考えました。

○委員（富田牧子君） リフォーム助成についてはそういう面があるというふうには私も思います。補助金をこれに変えるという部分はいいと思うところはあるんですけど、問題は福祉にこれを持ち込むという、そのポイント制度のほうが問題だというふうに思うんですね。

きのうも福祉のほうでいろいろ議論はされましたけど、今後介護保険が大変改悪をされるという中で、地域に押しつけてくるいろんなことがあるんですけど、そういうこともある中で、幾つかはポイントにしますというけれども、本当に今成り立っているものまでこういうことで持ち込まれると余計、言葉で言えばぐちゃぐちゃになるんじゃないかと。

先ほどは、民生委員にはポイントは付与しませんよとか、子育てサロンにポイントと言いながらもそういうことを言っておると。だから、福祉の部分についてはきちっとした考えがないというか、もっと福祉のほうとも話しして、現状どうなんだということでやらないと、混乱が起きるだけで、せっかくやっていたい皆さんがこんなことならやめるわということになっては残念だなあというふうに思うんで、その部分はやってほしくないというふうに、ポイントの部分はそういうふうに思いますけど。

○委員（川合敏己君） 私も全くそう思います。正直、聞いていて、制度がよくわからなかったです、ポイント制度に関しては。というか、不明確な部分がありました。

これをどうするのか、私の理解力がなかったのか、それとも本当はきちんと説明できるところを時間がなくて説明がし切れなかったのか、そこはちょっとわかりませんが、一度そこをクリアにできるようにしないと、制度としてうまく成り立っていかないんじゃないかなあというふうに思いました。

ただ、トライアルでスタートするモデル事業でございますので、そういった部分があっても仕方ないということであれば、この制度はそのままやっていくことも可能かとは思いますが、ただ、混乱を招くこと、もしくはわかりづらい制度というのはどうしても末広がりにはならないと思いますので、この点はちょっと問題かなあというふうに思います。

○議長（川上文浩君） 私もずっとこれを聞かせていただいたんですが、制度自体の理解がまだ深まっていないというのが問題だと思いますし、今、板津委員、換金の話も出たんですけど

れども、これ自体は裏に書いてある店舗が換金するという事で、個人的には換金できないということ。そういう仕組みを皆さん方、わかっているかどうかとか、例えば入りで、予算書の中に住宅リフォーム助成事業3が、000万円上がっています。この地域通貨でもまた3,800万円上がっている。この入りと出の関係の予算のやりくりのところも、その仕組みは皆さんわかって議論しているのかというところが大問題で、そういうところの全ての仕組みがわかっていないうちの上辺の議論だけでこれをやっていくとちょっとまずいかなあという、ちょっと私も危惧するところがありましたので、委員長に御提案申し上げたいのは、もう一度この詳しい仕組み、予算の立て方、そういった部分も踏まえて、住宅リフォーム助成事業は経済対策ですから、基本的に今までずっと。K-moneyにかえることによって件数が減ったら、大変なことになります。ですから、そういったことも踏まえながら、この補助金がなぜK-moneyなのか、福祉の部分がなぜK-moneyにかわっていくのか、そういった部分をもう少し説明を受けたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけど、委員長いかがでしょうか。

○委員長（伊藤 壽君） 今、議長のほうから提案がございましたが、もう一度説明を受けたらどうかという提案でございます。この件に関して、皆様いかがでしょう。

○委員（富田牧子君） 前にいただいた資料がありますね、これだけじゃなくて。あれを持参した上でもう一遍聞くということも、それは必要かもしれません。

○委員長（伊藤 壽君） もう一度必要かというような御意見をいただきました。ほかに皆さん、どうでしょう。

○委員（川合敏己君） 時間が許すなら、ぜひそれはお願いしたいところです。説明はもう一度聞きたいですね。

○委員（板津博之君） 先ほども、ほかの質疑もきょうあったものですから、恐らくほかの委員もあえて聞かなかった部分もあるんじゃないかと思うんですけども、何も言われない方はこれでいいというふうに、逆に僕は解釈をしているんですが、そうなんでしょうか。

○委員（山根一男君） これでいいとはもちろん思っていないし、これだけ白熱したということは、やはり説明不足が否めないということもありますので、ぜひやっていただきたいと思えますし、全国的にも非常にまれなケースだというふうに聞いていますので、ぜひこれを生かすべく、委員もよく理解し、かつ意見もどんどん言っていくような場にしていただきたいなあと思います。

○委員（澤野 伸君） 所管で、建設市民委員会で当初10月に説明を受けましたけれども、私もここへ来てちょっとわからない部分があって、きのうも質問もさせてもらった部分もあります。

昨日、キッズクラブの運営費の県補助の部分が減っていたというところで、K-moneyに置きかえるということだったんですけども、当初予算では、キッズクラブに運営を頼む方に対価を払う部分は計上してやっていたんですけど、今度決算で出てくるときは、有償ボランティアから無償になってしまって、無償でやるということに途中で切りかわっている

んですよね。再度、平成26年度からK-moneyでお支払いすると。何も払わなかったものを今度はK-moneyでお支払いすると、また考え方を変えているわけなんですよ。

そういう部分でもちょっとおかしいなあという部分もありますし、要支援の介護サービス事業等とも絡みがあって、それをどこまでやっていくのかということも、よく今までの説明でわからなかったので、そういう部分をもうちょっと、具体的にどこまで波及するのかというの聞いてみたいと思うんです。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、再度説明会を開くということに反対される方はないということでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、再度K-moneyについての説明を受けるということで進めてまいりたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それについて、日時をいかにするかということがあります。

できましたら、きょう行ったほうがいいのかなあというふうに考えますが、いかがでしょうか。建設市民委員会があるので、その予定がございしますが、皆様、集まっていたいておるのはきょうが一番。また、意見の取りまとめもございしますし、その後。もし意見があれば。きょう行うということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それで、この後、建設市民委員会がございします。それより前か、後にするか。前でよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、執行部と調整して、時間、多少ずれるかもしれませんが、その件についてはまたお知らせしますので、よろしく願います。

それでは、そのほかの御意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（小川富貴君） 今のK-moneyという言葉が出てきました。その前にはKルートというのが出てきたり、きのうではソーシャルワーカー、スーパーバイザー、ほかにはマイナス10というんですか、とにかく英語表記、英語なのかどうなのかわからないんですね。書かれたものは片仮名ですし、職員がその書かれたものを読めば全く英語とは違うものがそこにもう体言されてきて、英語としては当然通用しない言葉になっている。

とにかく、この英語だとこの地域の歴史も風景も情緒も何にも出てこないんです、Kルート、K-money。もう少し知恵を絞って、この地域らしいネーミングというものを考えていく必要があるんじゃないか、安易に英語を多用する。

私、きのう、リレーションのオーガナイズを言ってくださいと言ったんですね。ちょっとアンチで、要するに抵抗で言ったんですね。こういうことをどうなんだと。どう思う、こういう感じはと。市民にとってまるっきりそうなんです、こういう言葉を入れたときに市民が受け取る感情というのは。

だから、安易に、なぜK-moneyなのかということをお聞きしたら、イメージだというふうにおっしゃったわけですが、行政の職員が英語に変えることでイメージがよくなっている、要するに英米文化をいいものだと捉えるものなのかどうなのかわからないんですけど、行政がそういう発想でいることが大体おかしいということ、きちんと議会として行政に伝えていきたいというふうに思います。

○委員（富田牧子君） 昼からやるということですがけれども、私は福祉の部分も来てもらって、現状こういう活動がどういうふうになっているかということをお聞きして、そこにこういうことを入れてうまくいくのかという、そのことを聞きたいと思うんですね。

今、児童館も、そしてキッズクラブについても、指定管理にしようなんていう動きもあるわけですよ。指定管理にしたら、こんなことできんわけ、絶対にね。だから、そこら辺の福祉の、いい悪いは別として、そういう動きと関連でどうなのかということも、現場の人に聞かなきゃいけないと思うんですね、担当の。勝手にここの地域振興課の人が、あれもこれもポイント、ポイントと言うけど、実際に活動はどうかということ、ぜひ呼んでください。

○委員（伊藤健二君） 先ほど小川委員は、言葉遣いのあり方の問題と根本問題を提起されました。ちょっとそれは私はようわからんで置いておいて、澤野委員が提起した有償、無償、今度はK-money、考え方が二転、三転するということがどうなのかという率直な御指摘は、大変重要だと思っています。

実は私、さっき答えをいただけなかった関連質問があって、あの問題は、条例・規則等が変更されていないのに解釈改定、まるで何かみただけで、解釈改定、適用のされ方がどうもふぐあいを感じる。もしそれが解釈改定をしておくとすれば、法もとの平等に違反するので極めて重大な問題になるんですけど、多分そんなことはないだろうと思うんで、後で詳しく個別事例の状況を説明してもらえれば納得するつもりでいたんですけど、この間の一連のものを見ると、市の幹部の中にも世代が移っていく中で、10年ぐらい前の話でいくと当然そんなことはだめじゃないかと言っていたのが、注釈や個別事例の例外規定のその辺の援用の仕方で、何かころっと今までだめだったものが今度からはいいみたいよというふうになってしまっただけで、余りにも軽々し過ぎるというふうに思うんです。

都市計画税や、固定資産税や、受益者負担金や、あぁいった市民の側の負担の問題がこれまであったけど、こういうふうにかえたのでなくなりましたというなら、それは御苦労さんという話になるけれども、逆のパターンとかというのは困るので、その辺、今回は答えを待つ形で個別でやるけれども、やっぱりそういう時間の流れの中で何か移りめぐってってしまう、基準点がはっきりしなくなるというのは問題だと思うので、今これとこれはどうだという話じゃないんですけど、執行部側に、見直すべきはきちっと考え方の基本点からやっていくように要請をしたほうがいいんじゃないかという問題意識があります。

ちょっと意見の表明で終わっていますけれども、よろしく。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、K-moneyにつきましては後ほど説明を受けるとい

うことでございます。

そのほかに、これ以外の意見はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

よろしいですか。じゃあ、これだけということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、説明会は午後から開催したいと思ひますが、それにつきましては、予算決算委員会としてではなくて、予算決算委員会協議会という形で自由に意見を聞くということで行いたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。意見を聞いた後に皆様方からまた意見をいただき、まとめるものはまとめていきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひします。

ただいま事務局のほうから執行部のほうの確認をしていただきましたが、福祉部のほうは都合が悪いということで、ちょっと出席ができないということですが、その辺は御了解をお願ひしたいと思ひます。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後0時20分

再開 午後0時21分

○委員長（伊藤 壽君） そしたら、福祉部門のほうも出られるところで入れていただくように調整を今、まず地域振興課の意見を聞いて、どこか話しておるかを確認して調整をいたします。よろしくお願ひします。

それで、午後からの会議は1時半からとしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

よろしいですね。

休憩 午後0時21分

再開 午後3時12分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、予算決算委員会の会議を再開いたします。

では、お諮りします。あす、引き続き協議会を開催し、その後、予算決算委員会といたしたいと思ひます。時間につきましては、午前9時から協議会の再開ということにいたしたいと思ひますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、あす、3月14日午前9時より、建設市民委員会所管部分につきましてはの予算決算委員会協議会を開催したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、まことに御苦労さまでした。これにて散会といたします。ありがとうございました。

閉会 午後3時13分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年3月13日

可児市予算決算委員会委員長